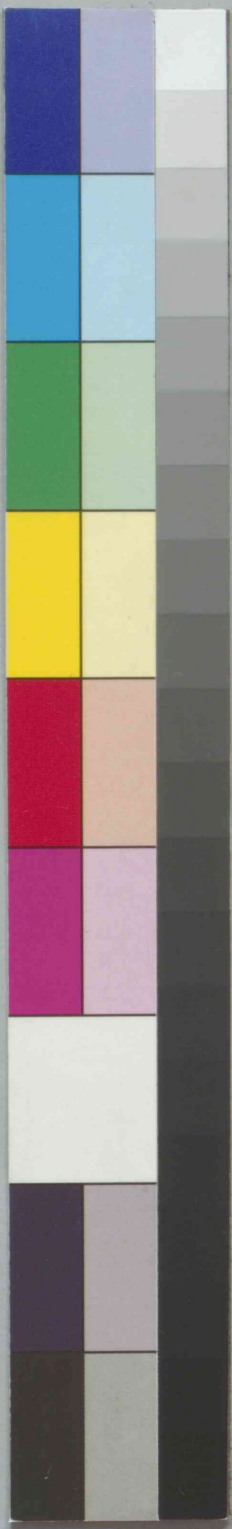


比例代表法ノ研究

各國ニ於ケル比例代表論ノ沿革 第一輯
比例代表法ノ技術的考察 第二輯
比例代表法ノ長所 第三輯

昭和八年六月

國政研究會



N 00
群馬県
中島

比例代表の研究 第一輯

各國に於ける比例代表の沿革

國政研究會

6374

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

各國に於ける比例代表法の沿革

目次

一、	單記移讓式比例代表法の沿革	一
二、	名簿式比例代表法の沿革	三
三、	各國に於ける比例代表法実施の趨勢	五
イ、	英國	五
ロ、	佛國	八
ハ、	獨逸	二六
ニ、	百身義	三一
ホ、	瑞西	三七
ヘ、	伊太利	四五

各國に於ける比例代表法の沿革

比例代表主義は歐洲諸國に於て半世紀以上も論議せられ理論上に於ては學界に於て殆ど勝を占めて居たが、歐洲大戰前迄は地方的選舉を除いて、議會の一院又は兩院の選舉に之を實施して居た國は僅に丁抹(部分的)、白耳義、瑞典、勃爾牙利、塞爾比亞、葡萄牙及芬蘭等の小國に過ぎなかつたが大戦中に於て丁抹は其實施の範圍を擴張し、和蘭に於ても之を採用するに至った、而して大戰後に於ては議會主義が世界を風靡すると共に形勢は一變して丁抹が更に其範圍を擴張したのみならず獨逸、佛蘭西、伊太利の諸大國を始め其他奥太利、瑞西、希臘の諸國及チエッコスロバキア、ユーゴ・スラビア、彼蘭、ダンチツヒ、エストニア等の新興國も亦相次いで之を實施するに至つたのである、その主なる理由の一として美濃部博士は次の如く述べて居る、

比例代表法は理論上は最も正義に適合するものと認められて居ても、其實行の結果は比較的多數黨に不利益を多しは免れ難い所で、現在政界の勢力を占めて居る多數黨が、其の實行を喜ばないことは自然の結果であり、それが爲に世界大戰と言ふやうな政治上の大變動の起るまでは多數黨の勢力によって、其實行が阻止せられて居たのであつたが、世界大戰によって、歐洲大陸の諸國は、強と何處でも、革新の氣運に瀰漫し、理論上正義として認められて居たことは躊躇なく之を断行するといふ勢が盛つた爲に、各國相競つて此の制度を採用し、殊に新興諸國では憲法自身に於て此主義を明言するに至つたのであると思ふ、又森田博士は之等新興諸國に於て之を採用したと言ふことは或る意味に於て此等の諸國が平和條約の所謂「少數民族の保護」に關する規定に基いて居ると見做すことが出来ると説いて居る。

一 單記移讓式比例代表法

單記移讓式比例代表法は一八五五年にデンマルクに於て當時大蔵大臣であつて、又同國の數學者アンドレーに依つて唱へられて、同年十月二日の法律を以て其一院制議會の議員選舉の一部に實施せられ、次で一八六六年七月二十八日の憲法改正及一八七七年七月十二日の選舉法改正に依つて二院中の第一院の選舉に多數代表制に併立して採用するに至り、之と強し時を同じくして英國に於て公法學者のトーマス・ヘアが之を理論的に説いた、即ち、一八五七年に *The Machinery of Representation* を著して、次で一八五九年には *The Election of Representatives. Parliamentary and Municipal* と題する著書を出版して此方法に付て詳細に説明した、單記移讓式がヘア式と稱へられる所以である、

ヘアのこの著書は政界、學界に反響を興へて *John Stuart Mill* の如き

は熱心にこれに對して賛意を表して推奨し、ミルは一八六二年に「代議政体論」(Consideration on Representative Government)を著すや、特にヘーアの爲に一章を割いて稱讚した、又ミルは一八六七年に議會にこのヘーア式を基本とする選舉法改正案を提議したが、これは否決せられたが、其演説は出版せられた。

單記移讓式はデンマルクの外一八九三年に Coster Riid に採用せられた。次に一八九六年にタスマニアに、一九〇九年に南西聯邦に何れも実施せられて一八一八年には英本國の議員選舉の大學選舉區に採用せられた。此方法は主として英國並に其の殖民地に於て実施せられて居るので英國式比例代表法と呼ばれて居る。

ニ 名簿式比例代表法

名簿式比例代表の芽生は一八四二年以来ドイツのコンシデランによってなされた比例選舉運動によるものである。其後一八六五年にはジュヴブに Ernst Niville 教授を首腦として「選舉法改正協會」が生れて、國民に選舉法改正の急務を説いて、比例代表法の實施に對する輿論を喚起した。此協會に於ても最初はヘーア式比例代表法を輸入せんとしたけれども、瑞西に於て從來実施せられて来たのは一般に連記投票法であった爲に、單記投票法を基礎とする、ヘーア式を實行するは困難であったので、連記投票法を基礎とする名簿式比例代表法を發明して、實行に移さんことを努めた、かくして運動は續けられて一八九〇年十二月五日の法律及一八九一年二月九日の條例に依つて先づ Teasing 州に採用せられた。次に一八九四年十月二十二日の法律に依つて Norwiche 州に又一八九二年には Hampshire に適用せられた。相次いで其他の州にも実施せられて

一九一九年に至って遂に採用するに至った

白耳義に於ては、*John Stuart Mill* が一八七八年迄一八八二年に單記名簿式比例代表に關する著書を公にして徹底的に之を主張し、一八九九年に至って代議院及元老院の選舉に此制度を實施した、其他の大陸諸國も名簿式を採用した。下であつて此名簿式は主として大陸諸國に行はれて居るので、單記移讓式を英國式と云ふに對して大陸式と呼んで居る。

三、各國に於ける比例代表法實施の趨勢

イ、英國

デーマークに於て、一八五五年當時の大藏大臣であり又第一流の數學者アンドレーに依つて單記移讓式比例代表法が發明せられて間もなく、英國に於ては、同國公法學者トーマス、ヘーアに依つて此問題は最も理論的に説かれた、兩者の方法は殆んど同様であるが、連絡はなく偶然にも殆ど時を同じうして發明せられたのである。

トーマス、ヘーアは一八五七年に *Machinery of Representation* と、パンフレットを公にし、次に一八五九年に至つて *The Election of Representatives, Parliamentary and Municipal* を發表して詳かに此方法を扱ひ、多數と少數との比例的に議員を選出する方法のあることを國民に示した、英國に於ては、當時多數に對して少數を合理的に保護する必要が一般に論議せられて居たので、ヘーアの主張は直ちに識者の注意を促して *John Stuart Mill* の如き熱心なる支持者も現はれた、ミルは一八六二年に著した「代

議政体論」の中で、此の方法を「最も信頼に足ると信ずる候補者を選出し得る方法」であり、又「少数の教會委員又地方的有力者を代表せしむるに非ずして投票者自身を代表し得る方法」であると推稱して、一八六七年には之を基礎とした選挙法改正案を議會に提出した。此の提議は可決には至らなかったが、ミルの著書は廣く讀まれて各國の選挙法改正運動に重大なる影響を與へた。

英國に於ては、十八世紀の後半に於て、諸國の民主的思想の發達と相伴つて、議員は各選挙區に對して其住民の數に比例して分配せらるべきものであると主張する運動が生じ、議會に對して此の目的の下に選挙法改正の建議案等が提出せられたが實現を見なかつた。例へば一七七〇年には *Shaftesbury* が唱へ、一七七八年には *Widdowes* が其改正の動議を提出し、一七九〇年に *Hobbes* が、七九三年に *Grey* が改正案を下院に提出した。かくして此の運動は續けられて一八三二年に至つて佛國の七月革命の刺戟を受けて遂に選挙法の大改正を行つて、従來の団体代表を捨て、個人代表主義を基礎とした。十五世紀以來殆ど手著けられなかつた下院の選挙法は改正せられて個人が選挙權の

主体となるとの思想が承認せらるると共に、選挙人中の少数者の地位が改めて問題とせられた。一八三二年一月、*Radcliff* は議會に於て多くの少数者の意思を議會に反映せしめるの適當なる手段を講ずるの必要なることを力説し、有限投票法即ち制限聯記法の採用を提議し、更に *Sard Grey* に依つて提案せられた。 *John Russell* は一八五二年と一八五四年此方法の提案が亦た議會の容るゝこととならなかつた。其他 *James Gault Marshall* に依つて聚積投票法は提案せられた。かくして十九世紀の中葉に至つて一般に少数選挙人の地位が問題とせられて居るときに、ヘーアの比例代表法に對する劃時代的の著書が現はれたのであつて、ミルの著書と相俟つて政界の注目を惹いたのは當然である。

ヘーア及ミルの主張は其著書を通じて漸次之に對する賛成者は増加して其勢力は擴大されて行つた。之等の支持者は其の合理性と實行の可能性とを確信して熱心にその實現に努力した。一八七二年に *Walter Morrison*, *Anderson Herbert*, *Hemmy Fawcett*, *Thomas Hughes*, 等に依つて再び議會に提出せられたが通過に至らず。次で一八七八年、一八七九年に選挙法改正に關して重要な討論が行はれた際にも單記移讓式比例代表法が問題となつた。

一八八四年には「比例代表協會」(The Proportional Representation Society) が
 John Lubbock 其他の人に依つて創立されて、此運動に一層拍車をかけられて、當時
 英國議會に於てはグラッドストーン内閣の手に依つて第三次の選挙法改革が問題とせられて居た
 際であつたので議會に提出せられたが、政黨に於ては小選挙區制を採用するに一致して居たので其效果
 はなかつた、一九〇五年以來比例代表協會が再び其活動を始めて運動は着々進展し一九〇六年、
 一九〇八年、一九一〇年には引續いて比例代表協會が模擬選挙を行つたが、その結果は國民一般に此の
 方法の智識を興へて、実行上幾多の不便あるを理由として反對した者も、此實施に依つて其
 主張を變ずる者も尠くなく又實行上生ずる種々なる不便なる點は改良が加へられた、一九
 〇八年には Lord Courtney に依つて上院に提出せられた Municipal Representation
 Bill の審議にあつて上院委員會は單記移讓法の實行の可能性を確認し、一九一〇年には
 カウンティンシヨ卿を委員長とした選挙法審議委員會 (Royal Commission on Electoral
 systems) に於て他の各種代表法と共に詳細に研究せられて其報告 Report of the
 Royal Commission on systems of Election に英國に於ては單記委讓法

が採用せらるべき可能性を多く有する旨を述べて居る、

次で一九一六年より十七年に至る下院議長ラウサー (J. W. Jowett) の主宰に依
 る下院議長協議會に於て (Speakers Conference) 於ても亦此問題に論議せられて
 倫敦選擇投票法と共に其の他の都市に限つて單記委讓法に比例代表法を採用すべ
 きことが提議せられた、

一九一八年の人民代表法 (The Representation of the People Act.) はこれを基
 礎として成されたものであつて、二名或は二名以上の代議士を選出すべき大學選挙區
 (University constituency) に於てのみ比例代表法の原則に依ることとなつたのであ
 りて申譯的に比例代表法が採用せられた、此改正の際上院に於ては大學選挙區以外に
 於ても採用すべきことを主張したが下院は之に賛意を表せず結局折衷案が採用
 せられて下院議員約百名の選挙は之を比例代表に依るの案を協議すべき委員
 會を設置して、而して此の如き案は上下両院の議決を経て實施せらるゝに至つたが
 下院がこの問題に賛成せざる限り此の規定は空文に畢るのである、

口 佛 國

一八四八年二月二十六日、巴里市役所のバルコオンに於て演説せるラマーナン(Ramond)は普通選挙を實施する旨を約して、同年五月六日に共和國臨時政府は律令を以て公布して二十才以上の佛國男子にして六月以上一定の住所を佛國の市町村内に有し私權を享有する者は衆議員議員選挙權を有する旨を規定した、此の突如として起つた普通選挙の實現は其主張者すらも豫想しなかつたことであり、意外とするところであつた、蓋し當時の當局者の意思は普通選挙の實施に依つて反動的革命的發生を防止せんとするにあつた、

政治教育の素養未だ充分ならざる佛國民は、かくして所謂普選時代に入つたのであつたが、決してそれは成功とは言へなかつた、寧ろ弊害百出の有様であつた、その矯正の意見に付ては區々であつたが、其の最も有力なるもの、一つとして比例選挙主義採用が論議された。

比例代表に付ては已にそれ以前より研鑽を重ねられた問題であつて、これに對しては賛否共に有力なる政治家、學者があつた、

佛國に於ける比例代表論者の先鋒は de Villèle と Victor consideant がその顯著なるもので、前者は一八三九年に比例選挙を加味した選出方法を提案してゐる、後者は之れより稍おくれで一八四〇年代に當時巴里に於て發行せられて居た

Democratic Pacifique 並に *La Phalange* に其意見を發表した、其後一八八三年に比例代表研究會が創立されたが、比例代表論の著しい進展も見なかつたが、一九〇〇年代に入つては趨勢一變して學說の上許りではなく、之を實際化せんとするの氣運を生ずるに至つた。

試に一八四八年より一八八九年に至る迄の選挙區の大小、單記又は聯記の變遷の跡を觀るに次の如くである、

一八四八年	三月五日發布命令	縣選挙區	聯記
一八四九年	三月十五日	法律	全上

一八五二年 一月十四日 憲法 郡(區)分合、小選舉區 單記
 一八七〇年 五月三十一日 全上 全上 全上
 一八七〇一年 國防政府(國民議會議員選舉之際)一八四九年法律ヲ復活ス
 一八七一六年 國民議會議員補缺選舉ニ同上適用
 一八七五年 十一月三十日 法律 郡(區)選舉區 單記
 一八八五年 六月十六日 全上 縣選舉區 縣記
 一八八九年 三月十三日 全上 郡(區)選舉區 單記
 比例代表主義の選舉法改正が佛國下院に始めて現はれたのは、請願の形式に於てであつて、一八三九年セルヴィール等の提案であつた。之に次ぎ一八四九年一月十二日にはコンドランの提案あり、爾來第三共和時代に至つて漸く瀕繁となつて、一八七五年に *Parnot*、一八八〇年に *Cartaguel*、一八八五年に *Billemere*、一八九三年に *Chassang*、一八九六年に *Benoist* 等の提案を見、更に一九〇〇年以後に於ては一層續出せられ、即ち一九〇〇年 *Demotte*、一九〇一年の初頭には *Chassang* が

全國を基礎として二萬票以上を得たる者を以て當選人とするの少數代表法の採用を提議し、又同年の十二月には *Yapelle* 固定式商數代表法の採用を提議した。續いて一九〇二年には *Renelland* に依つて名簿式比例代表調査委員會の設置に関する建議案が提出せられ、一九〇三年に至つて *Louis Trille, J. Demotte, Louis Martin* 等に依つて、相次いで之に関する法律案が提出せられた。

一九〇三年六月八日 *Charles Benoist* 等の提案は從來、個人議員の提案と稍其趣を異にしたものであつて、此の案は一九〇一年に成立した比例代表同盟會 (*Ligue Pour la Representation proportionnelle*) 所屬議員の提案に係るものであつた。

かくして比例代表に對する論議は濃厚となつて、一九〇五年には遂に下院の普選調査委員會 (*Commission du suffrage universel*) に於て主義として比例代表の採用が可決せられたので、委員長 *Benoist* は其の報告

を為すと共に比例主義を採用した選挙法改正案を提出し、下院に於ては、一九〇六年七月二日選挙法改正問題を更に新委員會に付託して調査することを決議して、委員長を選定し (Mr. Lushington) を其の委員長とした。

此調査に付ては一九〇七年三月二十二日詳細に報告せられ、同時にフランダに依つて比例代表の新法案が提出せられた、同案に對して更に調査を進めて漸く一九〇九年六月二十日初めて下院の議事に付せらるゝに至つた、當時に於ける政界の比例代表に對する態度は、右黨たる進歩党は殆んど全部が之に賛意を表したが、政府を支持せる左黨は比例代表制に依つて其の優勢なる地位を喪失せんことを恐れて意見は區々として定まらず、或者は現行の小選挙區制の維持を欲し、又或者は一八七一年に於けるが如き大選舉區制單純縣記制を希望した、左黨中にも比例代表に好意を表する者もあつたが、一九〇九年十月ナントに於ける社會主義的急進黨の大會の如きは全然選挙法改正に同意せざる旨の決議を爲した。

一九〇九年の議會に於ては首相ブリアンの反對もあつて、比例代表制は否決せられたが、比例論者は輿論の喚起に努めて、一九〇年の總選挙に於て選挙法改正は最も囂(き)き問題の一となり、同年十月初旬ルアンに開會の急進黨及社會主義的急進黨の聯合大會に於てボンネの報告せる所に依ると右の總選挙の結果は選挙法改正問題に關する投票者の意向を次の如く述べて居る、

- 比例選挙賛成者 四、四二二、〇〇〇
- 少數代表賛成者 一、九三八、〇〇〇
- 選挙區改正論者 五二〇、〇〇〇
- 現行法維持論者 三五〇、〇〇〇
- 未評 一、二五〇、〇〇〇

ブリアン首相は、一九〇一年六月二十九日の總選挙後の新議會へ、同首相が嘗て公言した「此の如き重大問題に關しては政府自ら法案を提出すべし」との約に基つて名簿式比例代表法を採用したる選挙法改正法案を提

出した、其の内容は次の如くであつて、實に比例主義を参考した選舉法の政府案として提出された最初のものであつた。

一、ブリアン政府の提出案

下院議員の任期を六年とし二年毎に全数の三分の一を改選す、人口七萬毎に議員一人を選出せしむるを標準とす、一縣を以て各一選舉區と爲す、但し一縣の選出すべき議員數十五人以上又は四人以下の場合に此限にあらず、各選舉人は其屬する選舉區の選出議員數に相當する數の投票權を有す然れども一候補者二票又は二票以上集積するを得ず、投票調査委員會は選出議員數を以て登録選舉人の數を除き、選舉商數を定む、同會は一名簿に屬する候補者の得票を加算し、其の總數を除するに其候補者數を以てし、以て各名簿の平均得票數を定む、此平均得票數が選舉商數に達する各名簿は、其平均數が商數を包含する程度に相當する議員數を選出するを得議す

席の分配此の如くにして終りたる後残席あるは、名簿の所屬の如何を問はずして残餘の候補者中の最多數の投票を得たる者を當選者とす

以上の如くであつて、大体に於て依然多數者に有利である制度を採用せしが、單記制に代ふるに聯記制を以てして、相當に有力なる少數者に多少の代表者を選出し得るの機會を與へんとしたものであつた。

下院に於ける選舉法改正案に関する討議は一九二二年五月二十九日に開始せられたが何等決定を見ず懸案の儘内閣の交代となり、短命なるカイヤウ内閣を経てポアンカレ内閣は佛國の政權を掌握するに至つた、首相ポアンカレは熱心なる比例代表論者であつて、曾て一九一〇年總選舉前に之に對する意見を公表して

多數萬能主義の選舉法は優勢にして政權を掌握する多數黨が、自覺の利益を誤解して主張するに外ならず、此の如き選舉法は代議

政治の偽造なり

と述べ、又同年七月の共和党聯合會に於ては、

小選挙区制にして已に其有する效力を消耗し變性（腐敗せる以上は共和党は何故に依然として選挙法改正に反抗すべきか、正義と真理是れ比例選挙の存在の理由なり

と比例主義を支持し、更に新内閣の政綱中にも選挙法改正の意志のある事を明かにして、共和党多数の援助の下に行ふことを欲する希望を宣言し、一九二一年一月二日首相及内相は下院の普通選挙調査委員會に出席して少数代表主義に賛成の意を述べた。

一九二一年の選挙法改正案

かくして、一月より七月迄下院に於て比例選挙は論議せられて、七月十日に至って漸く三三九對二一七を以て可決せられて長日月間世人の注目を惹いた下院に於ける選挙法改正も一段落を告げた。下院通過法案の内容は次の如くである。

第一條 代議院議員は少数代表を認むる聯記制度を以て選出す

第二條 各縣を以て選挙区とす

第三條 各選挙区の選出すべき議員数は佛國々民籍を有する住民の数を基礎として之を定む

各選挙区は佛國々人口七萬人及二萬以上の端數に對し一人の議員を選出す

各選挙区の選出すべき議員数は別表の定むる所に依る

第四條 何人も一選挙区以上に於て候補者たることを得ず

第五條 候補者名簿は各選挙区に於て候補者の團結に依り之を作成す、候補者は一選挙区内に於て登録選挙人二百人の推薦に依り自ら署名して適法に候補者たるを承諾したる者たるべし

一候補者名簿の記載し得る候補者の数は當該選挙区の選出議員總數を超過することを得ず

單獨の候補者は一人を以て一候補者名簿を組織す

第六條乃至第二十八條 略

第二十九條 本法は次回の代議院議員選舉の時期より之を實施す

元老院議員にして代議院議員に當選したる時は元老院議員たるの資格は之を喪失す

各選舉區選出議員數に関する列表 略

議席の配當に付てはマタン紙上にヴァレンヌが簡明に説明して居る、議員定員六人の一縣に三候補者名簿ありて左の得票を得たる場合を假定、

急進党	四二、三〇〇
社會党	一六、六〇〇
右党(保守党)	四六、一〇〇
計	一〇五、〇〇〇

此當選標準數は右の總計を議員數の六を以て除したる一七、五〇〇とす

以上の場合に於ては各派の當選者は左の如く決定す

一、各名簿は右の當選標準數を包含する數の議員を當選者と爲す、即ち

急進党	二人當選し、	残票	七、三〇〇
社會党	當選ナシ	残票	一六、六〇〇
右党	二人當選し、	残票	一一、〇〇〇
合計	四人當選、尚ほ議席二存す		

二、平均數の比較に依つて残る議席の分配を決定す、即ち

急進党にして更に議席一を得れば、前記の二を合して三となり、	其得票平均數は	一四、一〇〇
右党にして更に議席一を得れば、前記の二と合して三となり	其得票平均數は	一五、三六六

社會党は未だ議席の配分せず、故に之に一席を與ふれば

平均數は	一六、六〇〇
------	--------

此三得票平均數を比較して其最多數なる社會黨に第五席を與へる、
三、第六席は前記(二)の平均得票數の比較に依り右黨に歸す、

此に於て結局六人の選出議員中、急進黨は二人、社會黨は一人、右黨は
三人を選出す、

改正案の下院通過後、上院有志議員はコンブ及クレマンソウの敬意の下に會
合してその採るべき態度方針を議し、次でクレマンソウ起草の次の如き宣言
書を可決の上公表した、此宣言書は輿論を喚起し、反對の氣焰を盛んにし
て以て上院に於て否決し去らんとしたものであって、極力比例代表を罵倒した
ものであって有名なるものとなつたが、其大要は次の如くである、

我國の現行制度に對する仇敵(反動家及革命者)は選舉法改正の名の下
に提携せり此の改正たるや普通選舉に對する襲撃に外ならず、凡て現行制に不平
を懷く者は相率おて之に雷同せり、政府は共和黨の多數と協同して選舉
法改正を企つべきの公約を度外視して、政敵との提携を甘諾せり、此の行動は之を

比例代表及
對宣言

是認するに重大なる理由の存在を要す、而して此理由果して何處にかある、國論は
決して此の如き行動を要求せざるなり、現行選舉法は佛國に於て立憲議會以來
行はれ來りたるのみならず、歐米諸大國が依りて以て自由を維持し且つ發達せしめ來
りし所なり、反動的保守派は常に多數民衆の勢力に反對せり、政治家の一小群
は世界的實驗に對抗するに教授等の新案を以てして、各地に運動を試み、公衆
の冷淡なるに乗じて漸次に成功せり、劣敗の地位に陥りたる諸政派は之に奔れり、
少數者の代表は現に充分兩院に存在し、彼等の聯合は、能く政府を左右するに
足るの勢力を有するは、吾人が眼前に目撃する所なり、一選舉區に於てたとこ
一派少數者は其投票無效に歸すと雖も、他區に於ては其反對少數者亦同様な
運命に服し互に相殺的なり、吾人は從來此大体的正義を以て憐れせり、英國
が數世紀以來自由政体を獲得したるも亦此範圍に於てせり、選舉人の數と被選
舉人の數との間に於ける比例の不公平を批評し選舉法改正の提議するは、理
論上不可なるものに非ずと雖も、多數選舉主義を排斥せんには、之に代るべき計

制度は其簡單明白なる點に於て亦等しく萬人の賛成を博するものたるを要す、若し然らずんば平和を齎さんとするの具は却て變じて内亂を挑發するの畧たるに至らん、元來少數者の權は是れ我れ共和黨が始めて世界に宣言せる所なり、若し正當に少數者の權を選舉場裡に於て振張し得べき事あらば吾人は喜んで之を採用せんと欲す、されど今回の法案の如き繁雜なる算數利用は却て依りて以て矯正せんとするの政弊を膨脹せしめんのみ、現行の不公平を排除せんと欲して一層驚愕すべき不公平の現出を見るに至らん、

黨派者相互の關係上混亂顛倒を来さん、首相の下院に於ける説明に依れば、此の改正の緊急的理由は、代議士をして地方的勢力より脱却せしめんとするにあり、(代議士は其選舉民の歡心を買はんが為に地方的利益問題を掲げて大臣に運動するは佛國近時の一丈榮なり)されど是れ畢竟佛國に於て中央集權強大にして、各種の問題は皆中央政府の掌中に集るが故に、大臣に對する、代議士の運動を招けるなり、故に弊根を根治せんには行政的改革を要す、而して

選舉法改正は、此點に觸る、所も、政治家の品性の墮落は亦政弊に與りて力あり、而して選舉法改正は之を矯正するに無力なり、選舉人をして選舉法改正は萬能なりとの希望を懐かしめ、其實施の曉に至りて多數黨候補者の少數黨候補者より其得票は多くして而かも落選する者を生じ、之に對する抗議暴動を見るに至らん、而かも機は已に遲し、少數黨は容易に此既得權を拋棄する事なかるべし、共和制の敵は共和黨中の少數者と行動を一にして、已に多數選舉主義を顛覆せる以上は、政治上に於ける多數の權利は果して永續すべし、人民の不平は終に慣習的擾亂を醸すに至らん、國家は終に專制と無政府の一を選ぶの外なきに至らん、若し國民にして絶叫せば、何人も之を聴かざるを得ず、政治上に於て命令權を有するは只國民の聲あるのみ、吾人は此救濟事業に於て共和黨を援助せんが為に、普通選舉擁護宣傳會を組織せり、吾人は共和黨の諸團體に對して其吾人と交渉し歩調を一にして猛烈なる運動を全國に展開せんことを要求するものなり、而して此運動たる

や人民主權の根本的原則を維持し、以て革命派君主派僧侶等をして、
既往幾多の災禍を我國に加へたるの後、終に眞に少數者たるの地位に復
舊せしむるに至らん。

然して此宣言書は全國に配付せられ反對運動の誘起に努め、一方改正賛成者
は之に反駁して各地に於て論議せられた。

其後一九二二年五月五日同法案は正式に上院の議事に上つたが其多數は之に反
對して審議は遅々として進まず、何等此問題の具体化を見ず、一、一九二三年
一月十七日比例選舉に熱心なるポアンカレ首相は大統領に當選して内閣を
去った。

後継内閣はブリアンに依つて組織せられて、閣員も多くは前閣員の留任を見て、
新内閣は前内閣の比例代表主義を継承したが上院は依然反對して、遂に三月
十三日選舉法改正案は比例代表を排除して單に大選舉區縣託制とするの修
正案を可決したので、ブリアン首相は之を以て政府不信任となして、其成立後僅

かに二月にして前内閣より継承せる比例主義選舉法案の犧牲として倒れた。
要するに同法案はポアンカレ内閣の下に下院を通過して、其の實現は一般に
期待せられたがブリアン内閣はクレマンソー派の倒潰する所となり、之
を継いだバルト内閣は國防問題に其主力を注いで選舉法改正には好意
を表せず、其後バルトの後継者であるドウメルグ内閣も同様であつた、かゝる
狀態を維持したる儘世界戦争に臨んだのであつたが、大戦中は此の問題は、
凡て關却せられて一九一九年の春期に到つて漸く縣託及比例主義採用の改
正案は下院に提出せられて之を可決し、上院の修正を経て成立を見るに至つたので
ある、(一九一九年選舉法改正に付ては「比例代表の研究第四輯」参照)

ハ 獨 逸

獨逸に於て比例代表に對して一般的に關心を持つやうになつたのは十八世紀の末期であつて、それ以前に於ても一八七二年に *Neefe* がヘーア式比例代表法を紹介した外、*Von Mehl* 及 *Blumthal* が一般的著書の中に於てこの問題を説き、又社會黨機關雜誌 *Die Volkswirtschaft* 誌上で此方法の可否が論じられた位であつて、是等は何れも組織的に研究せられたものではなく、従つて實際上の問題とはならなかつたが、一八九一年に至つて社會民主黨が其綱領中に比例選舉法を掲げたのみである。

次に一八九二年に *Karl Goggin* が *Reform des Wahlrechts im Reich* 及び *Grundriss* を著して比例代表法を説き、一般の人々が漸く此問題に對して注意を拂ふやうになつた。

翌一八九四年に *Reichstag* 議會の下院に於て、此比例代表法は問題となつて八票對五二票の多數で之を可決したが、政府は全議員を此方法の下に選出することは地方的利益を適當に採用せられたる虞あるとの理由で反對し、小選舉區には多數代表法を適用し、大なる選舉區のみは比例代表法を採用するやう攻究することを勧めたが實現に至らなかつた。

然るに十九世紀の末に至つて、瑞西、自耳義の比例選舉運動の影響を受けて再び此問題は燃え上つて一八九八年に國家科學雜誌に *Sim Ransen* が比例代表法を説明し、又同年 *Nieffried* も此問題に關して意見を發表して、其實現の機運は築き上げられた。

かくの如くして大戰前にその實行期に入り一九〇六年七月十六日に *Wittenberg* は憲法及選舉法の改正に依つて初めて比例代表法を州會の選舉の一部に実施するに至り、更に一九〇六年七月二十八日の法律を以て市町村會及人口一萬以上の市の人民委員會の選舉にこの制度を採用し *Hamburg* も亦一九〇六年以來 *Notabeln* と稱する議員の選舉にこれを採用し、次に *Bayern* は一九〇八年七月二十八日の法律及八月十八日

の勅令を以て地方団体の選挙にこれを採用した外工業裁判所、商人裁判所の陪審官の選挙に付て比例代表法を採用せるもの多くなつた。

歐洲大戦後、多年比例代表制を其綱領として居た社會民主黨が政權を握り先づ憲法議會の選挙を比例代表法によつて行つた、即ち一九一八年獨逸革命の後組織せられた憲法制定獨逸國民會議 (Verfassungsgesetzliche Versammlung) は比例選挙の原則に従つて選挙せられたものである、
Nationalversammlung) は比例選挙の原則に従つて選挙せられたものである、
又國民會議が國會の選挙法に此制度を採用したことは當然の帰結である、
一九一八年八月十日ワイマールに於ける國民會議に於て議決された新獨逸の憲法は第二章國會第三十二條に於て次の如く規定した、

議員は普通平等直接及秘密選挙に依り比例選挙の原則に基き二十年以上の男子及女子之を選挙す選挙の期日は日曜日又は公休日たることを要す

詳細は國の選挙法に依り定む

此の憲法の條章によつて規定せられた法律は一九二〇年四月二十七日の獨逸選挙法であつて更に同年五月一日其の施行令を發布した、

獨逸憲法は各州及地方団体の選挙にも比例選挙の原則を適用すべきことを規定して居るのであつて、即ち第十七條に

各州は自由主義の憲法を有せざるべからず、議會は普通平等直接及秘密選挙に依り比例選挙の原則に基き總ての獨逸國民たる男子及女子之を選挙す各州の政府は議會の信任を得ざるべからず

國會の選挙に關する原則は地方団体の選挙にも之を適用す但し各州の法律に依り一年を超えざる一定の期間引續き其の地域内に任處を有することを選挙權の要件となすことを得

と規定した、

國會の選挙に當りて根本原則として比例選挙の制度に依ることば憲法に於て規定せられたが、採用すべき比例選挙法の種類に付ては以前より政府に於

ても國民會議に於ても議論が岐れたが憲法委員會の特別委員會は一九一九年十二月二十四日に決議して原則としてバーデンの自働式比例代表法を採用して、之に内務大臣の主張する改良の點を加味することを以てした。

ニ 白耳義

白耳義に於ては一八六三年 *Brussels* 大學の學生討論會に於て比例代表法が論議せられ、一八六四年九月 *Amsterdam* で萬國社會科學研究大會が開かれたとき *J. Rolin Jaquemyns* に依つて此問題が報告せられ、此報告が動機となつて比例代表を研究する者も生じたが、未だ一般に理解せられなかつた。翌一八六六年三月五日右党に属する一議員 *Tuloo de Smack* は比例選挙の實行を議會に提議し、其の方法としてヘア式を主唱したが右党議員より之を冷やかに迎へ、左党の議員に至つては嘲笑に付して全然顧みなかつた。然しなから此例選挙主張者の運動は繼續されて、一八七一年一月二月七月八月には、*Revue de Belgique* 誌上に *O. Deschamps, Ch. Paternis* が比例代表に関する意見を發表し、同年五月自由党所屬の議員 *J. P. ...* は議會に再び此問題を提議し、丁棟及英吉利の例を示して、これを力説した。

かくして日進逐々識者の間に比例代表は理解せられて、一八七一年 Bruxelles の青年辯護士會は其委員選舉の方法としてヘア式比例代表法を採用し、一八七三年に Gand の自由黨員が之に倣った

一八七四年には Jules de Smet de *De la représentation des minorités*

ou de la proportionnalité de l'élection を著したが、この書に依って

比例代表法の研究は一層の進展を見、一八七六年、一八七七年に *Hennrich*

Maréchal, *Engène Houboelter* の研究が發表せられ、一八七八年に有名

なる法律家である *Cheut* 大學教授 *Victor d'Hondt* が初めて此の問題に

關して *un électeur* として *Question Électorale, de représentation*

Proportionnelle des Partis なる小冊子を發表した。茲に注目すべきは前に

議會に於て *de Smet* の提案に反對した *Eudore Pirmez* が自ら議會に

比例代表法の採用を提議したことである。

一八八一年五月四日 Bruxelles に於て *de Smet* の司會の下に「白耳義選」

舉法改正協會「*L'Association reformiste belge*」が新に開設せられて、

党派關係を超越して、正義と自由とを基礎として祖國の爲に選舉法改正をして

比例選舉を行はむることを申合せ、一面此の目的の貫徹のため比例選舉に關する

思想の普及を圖り、比例代表法の研究、議會に對する運動をなすこと等を約し、

de Smet を會長として *Pirmez*, *Bourmont*, *d'Hondt*, *Nyssens* 等は

其の委員となった。協會からは此が普及宣傳の爲に *la représentation pro-*

portionnelle と稱する會報が發行せられた。

白耳義に於ける此協會の設立は比例代表制運動に對する劃期的のものであって、

其れ以来この運動は益々熱を加へ講演は到る處に催され又小冊子が相次いで

發行せられた。就中一八八二年に發行せられた *d'Hondt* 教授の *Système pratique*

et raisonné de représentation proportionnelle は最も著名なるものであって

この著に於てドントは其方法に付一層精細に説明し、其當選商數の算出方法

として知られて居るドント式公約商數法を詳かに説明したものである。

之等の運動の影響によって比例代表主義者は次第に増加して、一八八二年には二回迄も議院に於ける委員の選挙に比例代表法を採用すべしと提案せられた。一八八五年に Amiens に於て「萬國比例代表法會議」(Conférence internationale pour la représentation proportionnelle) が開催せられた結果、比例代表法の賛成者は一層増加して白耳義選挙法改正協會はその會員八百名中兩院議員を三十九名有するに至った。こゝに於て同協會はドント式を基礎として之に改善を加へたる案を作成して一八八八年一月會員より之を議會に提出せしめたところ、時に恰かも此の協會會員の一人 *Barnaud* が首相の任にあつたので、首相はこの主義に賛成する旨を言明し、手續の複雑なるに鑑み、提案を充分に研究したる上に採用すべきを主張した。かくて白耳義に於て比例代表制實現の確實性は加へられたが、その採用には憲法の改正を要し、即ち憲法第四十八條に州の或る區分を一選挙區とする規定があり、比例代表法を採用し之を行ふ為には大選挙區を必要としたために憲法の改正を要し、其の爲に一旦議會を解散して新

議員三分の二以上出席し、其の三分の二以上の同意を以て之を通過させねばならなかつた。茲に於て政府は一八九二年に議會を解散した。而して同年六月に總選挙を行つたが、その結果は政府に必要な多数の議員を得ること出来ず、比例選挙に付て反對党との妥協點を見出し得ずして終つた。次て一八九四年には比例選挙法案が初めて政府案として議會に提案せられたけれども、此時も自由党の一部が精力党の大部分の反對によつて否決せられ、一八九九年に至つて此制度は議會を通過して、同年十二月三十日の法律に依つて所謂單記名簿式比例代表法は上下兩院の選挙に適用せらるるに至つた。尤も地方團體の選挙に付ては既に一八九五年八月二十八日の法律に依つて実施せられたのである。

白耳義に於ける比例代表法實施の結果が好成績を齎したことは他の諸國にも影響を及ぼして、他の國に於ける比例選挙採用を促進したと謂へる。其後白耳義に於て萬國比例代表法會議が開催せられた際、急進党の首領ジョージ・ロウランドは演説して、

吾人は比例代表を十三年間實行して来た。吾人は新制度に依つて六回の總選舉を行つたが、結果は一政黨又は其一派と雖この改革に反對して居ないのである。比例代表の擴張は總ての政黨の綱領に記載せられて居る。反對黨たる自由黨及社會黨は比例代表を郡部に擴張すべきこと及都市の選舉に完全に適用すべきことを要求して居る。白耳義の比例代表制度は代表を、一層完全、正當、比例的にする目的を除いては決して變化をいであらう、と述べた。

然るに、大正十五年二月五日附在自由國特命全權大使安達峰一郎氏から時の外務大臣幣原男爵に送られた自由國下院議員選舉法の報告に依ると、同法の計算方法が「複雑微妙に過ぐ」と述べて居る、即ち

「一般民衆が代議政治に冷淡なるとする傾向に關し、右は比例代表の計算方法が複雑微妙に過ぐるが爲めに非ずやとの憂慮は各政黨の領袖間に共通のものに乏しとある。」

ホ 瑞 西

瑞西に於ける比例代表の種は *Victor Considerant* に依つて蔭られた一八四〇年頃のジュネーブは黨争が激しく選舉界の腐敗も亦著しかった、これに刺戟せられてコンシダランは廓清する手段として一八四二年州議會の議員 *Hoffmann* を通じて比例選舉の方法を議會に提案したが後に議員を失笑せられたに止まつて何等効果果なかつた、一八四六年十月七日に行はれた此州議會の改選に際して黨争は一層悪化して遂に革命を惹起するに至つた、此の革命の主要なる原因は選舉區の不正による選舉の結果の不公平にあつたので、コンシダランは比例選舉の必要を説き、従来の選舉制度の不完全を指摘して、議會に公開状を送つた、この公開状は一部の人の注意を喚起して、一八五二年には *Antoine Moirin's* *Un nouveau système électoral* を著し次に翌年更に *De la représentation des minorités* を出版し、同年七月には *Charles Bellamy* と共に嚴正強制名簿主義の比例代表法を提案

したが、委員會に於て「適用が困難であり、民衆が明確に理解し得ない」との理由で否決せられた。

其後、従来、選挙方法を改正するの運動の必要が一般に認めらるるに至つて、其際この運動の指導者と活躍したのは *Summet, Nardle* 教授であった。同教授は先づ *la election de Geneve* を著してジュネーブの選挙法の不備を忌憚なく指摘すると共に同志を集めて「選挙法改正協會」(*l'association reformiste*) を組織した。此會は秘密投票主義の確立と、選挙の公正を期する為に、比例選挙の實施を期し政黨關係を全然超越して専ら選挙法改正の輿論を喚起するを目的とするものであつて世界に於て比例選挙に關してかかる協會の組織せられたのはこれを以て嚆矢とする。其後、會員は増加して各黨派を網羅して約八百人となり、會員はジュネーブの公民に限らずして *Zürich, Neuchâtel, Basel* 等の各州の人々も之に参加して、その重なる人々は *Bickeli, Grynisch, Jean Rothmund, Kagerlach - Bickeloff, Frey, Rieter* 等であつてこの協會は瑞西各州に於て活動を續けて、その調査、研究は瑞西のみならず、他の諸國

をして比例代表法を採用せしむるに至つたことに對して少なからざる貢獻をなしたのである。

「爾來この協會に依つて其の運動は繼續せられて、一八九〇年に至つて *Genève* が瑞西各州の先驅として比例代表制を實行した。即ち同州に於ては一八九〇年十二月五日の法律及之に基く一八九一年二月九日の條例に依つて州議會及市町村會の選挙に比例選挙の原則を採用した。元來同州は比例代表には比較的冷淡であつたが、其前年の州議會議員改選の結果保守黨は得票一三、七八三を以て七十七名の議員を選出し得たるに對して、自由黨は一三、一六六票の得票ありたるにも拘はず僅かに三五名を選出し得たるに過ぎず、此不公平なる議席の分配に對して數年前より選挙法の改正を主張して來た自由黨の不平は爆發した。

保守黨は理想として比例選挙主義に賛成なるも、其方法は複雑であり、又選挙民が此の方法を充分に理解して居らずとの理由を以て其採用に反對し、保守黨と自由黨との確執、聯邦政府の調停、其の他の曲折を経て遂に憲法第十一條として州議會の議員選挙は比例代表法に依る旨を明かにし、一八九二年三月比例代表法に依る最初の總選挙が行はれた。次に同年十月の法律に依つて *Neuchâtel* も亦之を採用し、其翌年には比例代表思想の

發祥地であるジュネーブにも九月三日の法律に依つて採用せられた。續いて *Norwangen* は一八九四年十月二十二日の法律に依つてこれを採用し、*Geneve* は一八九二年七月二日議會を通過し同年八月七日國民總投票の同意を得たる憲法の改正に依つて州會の選舉に比例選舉を適用するに至り、*Frankburg* は一八九四年五月十四日の法律に依つて地方團體の選舉に採用し、*Nydeg* には一八九四年五月八日の憲法改正及同年九月一日の法律に依り地方團體の吏員の選舉を除く其他の選舉に比例代表の原則を採用し、*Solothurn* は一八九五年五月十七日の法律に依り、*Schaffha* は一八九八年十月十三日の國民投票に依つて *Basel-Stadt* は一九〇五年二月二十五日及二十六日の國民投票に依つて、一九〇九年 *Zug* は一九一二年には *St. Gall* に、一九一七年には *Nidwald* が相次いで比例選舉を採用して一九一九年乃至に同國聯邦自身も亦この制度を採用するに至つた

瑞西聯邦に於て其國民議會 (*Nationalrat*) の議員選舉に比例代表法を適用せんとする提案は一八七一年以來議會に對して為されて居たが一八九一年以來 *Yvain* を始め其他の州が比例選舉を実施して好成绩を収めた為に、聯邦議會の選舉にも此方法を採用せん

とする論者が漸次増加して、一八九八年に労働黨は人民發案權に依つて比例代表法を提案するに決して翌年六四、四七八名の賛成を得、一九〇〇年に之を提出した。此の提案は議會に於て否決され、之をレフェンダムに付したが二四四、五七〇票對一六九、〇一八票で破れた。次で一九一〇年に再び之をレフェンダムに付したが不幸にして此時も破れた。然るに一九一八年十月のレフェンダムに於ては一四九、〇三五票對二九九、五五〇票を以て其採用が可決せられ聯邦政府は此決定に基いて國民議會の議員選舉に適用すべき比例選舉案の作成に着手して、先づ其の法律案の委員會を組織して、原案の制定に従はしめた。この委員會に於て作成した基礎案の重要な點は左の如くであつて、これは「比例選舉論」の著者 *Yvain* の提案が基本となつたものであつた

こと

- 一、投票の主義としては *Yvain*, *Geneve* 等の各州に行はれて居るが如き連記投票法に依ること
- 二、強制投票制度は比例選舉の實行とは無關係なるを以て之を採用せざること
- 三、候補者の融合 (*Paraschages*) を許すこと、但し聚積投票は許さざること

四名簿の合同を許すこと

五、議席の分配はジュネーブ法の採用せる *Majoranzschick* - *Prinzip* 法を基礎として行ふこと

等であつて、此案は法律案として國民議會に提出せられて其の同意を得て一九一九年二月法律となつて、最も典型的と言はれる連記名簿式比例代表法は採用せられたのである。

叙上の瑞西に於ける比例代表法の發達に付てジュネーブ新聞のホレース、シチエリー博士は一九一三年十二月三日倫敦に開催せられた萬國比例代表法會議に於て演説して、

わが三十二州中、九州は現今州會の選舉に比例代表を採用して居る、チエリッヒを加へて他の三州に於ては比例代表は方に採用せられんとし又は少くも論議せられて居る、更に瑞西國內の最も重要な都市即チチエリッヒ、バール、ジュネーブ、ベルン、イイハテル、フリブルグ及比較的重要なでない多數の都市はその市會の選舉に比例代表を採用して居る、予は比例代表が到る處に於て全然満足な結果を生じ、投票者の數が微

増したことを確言することが出来る、吾人は比例代表が選舉に加はる選舉人の割合を増加することを常に發見して居る、

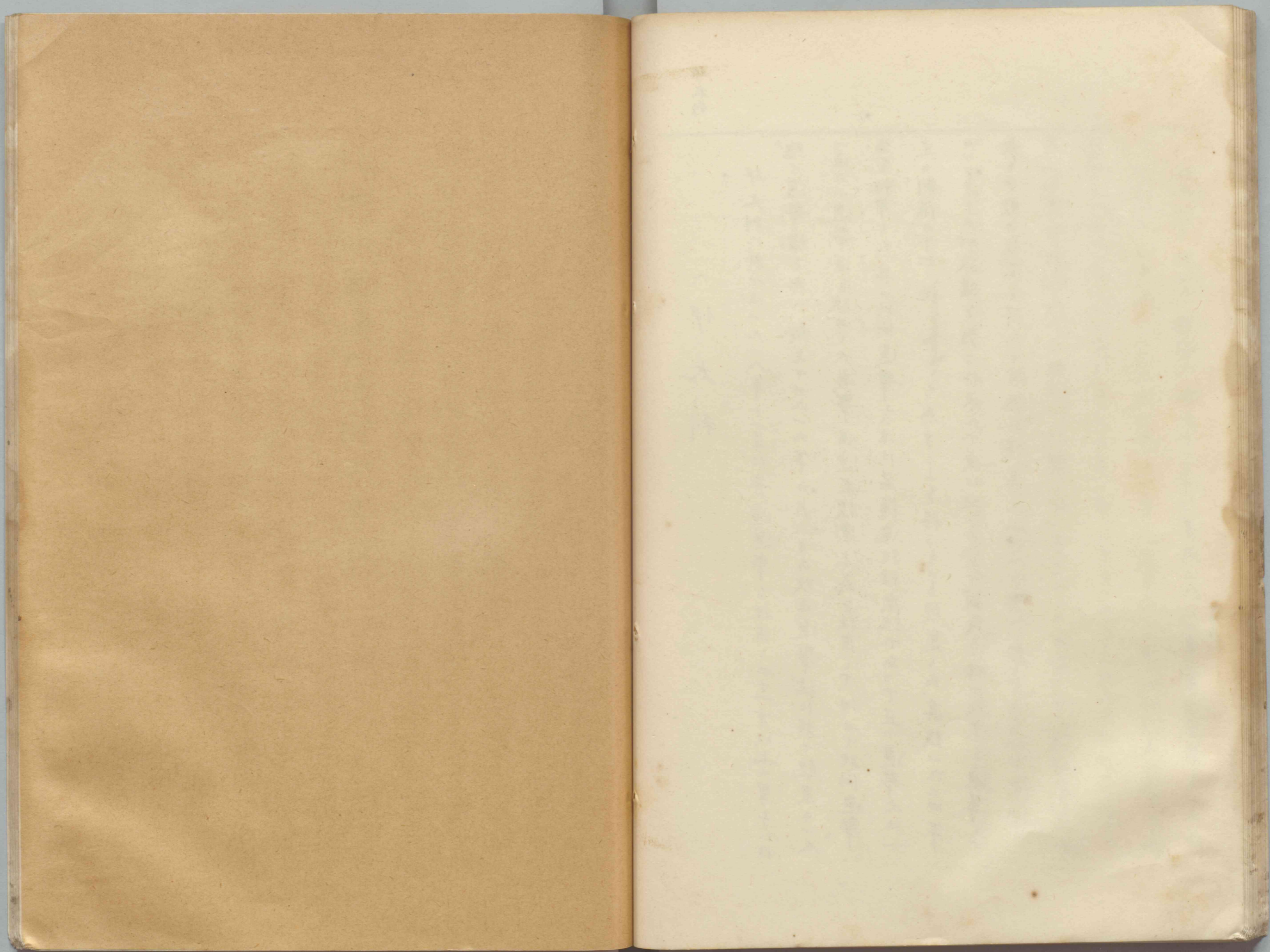
瑞西の比例代表論者はその主義を聯邦に迄擴張し、國會の選舉に比例代表を採用せんと試みよであらうと言ふことが容易に豫期せられた、瑞西の憲法は人民發議權と稱して議會が憲法の修正に反對する場合に於て、憲法の修正を直接に人民に提議する權利を公民に與へて居る、若し此の修正が大多數の選舉人及州に依つて採用せられるならば、それは我憲法の一部となり、他の條項と同様の地步を占めることになり、我政府は之に服従しなげればならぬ、瑞西の比例代表論者は此の權利を利用して、既に二回此の考を直接に人民に提議した、而して此考はやがて又人民に提議せられぬ、一九〇一年此考は七萬五千の多數に依つて拒否せられた、一九一〇年には再び拒否せられたけれども、それは五〇萬中唯二萬五千票に依つて、ある十州が之に反對したに對して十二州が之を採用した、州の選舉に比例代表を採用して居る州全部と都市の選舉に之を採用して居る都市全部とは、比

例代表を聯邦の選舉に擴張することに賛成した。此の事實は選舉上の正義
を實行する人々は完全に比例代表に満足して居るといふこと、比例代表に對して尚
反對する人は比例代表が如何なるものであるかをよく知らないか又は知らずと欺し
ない人々であると言ふことを証明して居る。故に吾人は一九一〇年の投票の結果に失望
してはならぬであつた。その後三年にして本年(一九一三年)吾人は又々比例代表の採用
を發議したが、それは二三週間内に一二萬人の署名を得た。吾人は今度こそは確
に成功すると思ふのである。

と述べた。

伊太利

伊太利に於ては一九一八年十二月に普通選舉を採用し二十一年以上の男子には
總て選舉權を與へ、越えて一九一九年九月二日の改正選舉法に於て從來の一人
一區の小選舉區を改めて大選舉區連名投票主義を採用して、併せて比例選舉
法を採用した。其の比例選舉方法は名簿連記投票法であつて且つ選舉人は一
定の制限の下に *Parochiae* を為すことを得るものと規定した。其後一九二四年
ムンリーニが政權を握るに及んで更に之を更めて國民全体の投票を通算して
最も多數の投票を得たる党派に議席三分の二を與へ、而して甬餘の党派に
其三分の一を比例的に分配する所謂「*Proportional Representation*」を中心とした選舉制度に
改めた。



比例代表の研究 第二輯

昭和八年八月

比例代表法の技術的考察

國政研究會

比例代表法の技術的考察

目次

一 單記移讓式比例代表法

イ 選挙區の構成

ロ 投票票

ハ 當選商数又は當選標準数

(一) ヘーア式當選商数

(二) ドループ式當選商数

ニ 移讓の方法

(一) ヘーア式

(二) ヘーア・クランク式

(三) グレゴリー式

(四) ゴブ・ドツブス式

ニ 名簿式比例代表法

イ. 議員候補者名簿

 a. 名簿の重複制度

 b. 名簿の合同

ロ. 投票の方法

 甲. 強制名簿主義

 a. 厳正強制名簿主義

 b. 単純強制名簿主義

 1. 單記單純強制名簿主義

 2. 連記單純強制名簿主義

 乙. 自由名簿主義

 1. Panachage

ニ Wilde

丙 聚積投票法

 イ. 制限聚積と無制限聚積

 ロ. 公の聚積と私の聚積

ハ 當選の順位

 一 名簿主義

 ニ 得票数主義

 三 議席の配當

 1. 投票計算の基礎

 名簿計算法

 個別計算法

 四 議席の配當

 甲. 移動式當選商数法

四六 四五 四三 四二 四一 四〇 四〇 三九 三八 三七

三三 三二 三一 三〇 二九 二九 二七 二七 二六 二五 二三

三 單記移讓式と名簿式との比較

乙 固定式當選商數法

- a. ヘーア式算出法 四六
- b. ドント式算出法 五〇
- c. ハーゲンバツハビシヨフ式算出法 五六
- d. ルツペ・ペルツキ式算出法 五九

六二

比例代表法の技術的考察

比例代表法の種類は既に學說として主張せられて居るもの或は諸國の立法例を見ても多種多様であり又將來も致多の方法が考案せらるるであらうが、要するに其の基柱は同一であつて、次の二点に歸着する。即ち、

- 一 投票数は通算して、一定數毎に一候補者を當選とするのであつて其當選に必要な一定數を當選商數又は當選標準數 (Quota 又は Electoral Quotation) と稱する。
- 二 投票の移讓 (Transfer)

である。

比例代表法は多数代表法及少数代表法と異つて、各候補者の當選を決定する標準は最大多数——比較的不特定の多数でなく

比例代表の
基柱

一定数である。同一選挙区内に於ける投票を通算して一定数に達する毎に一候補者と當選せしむるのでありから、必然的に大選挙区でありことが必要である。

次に或る候補者の得たる投票が當選商数と超過したる場合に其過剩投票並に到底當選の見込なき候補者に投せられたる投票は或る他の候補者に移譲せらるる。それ等の候補者の當選に役立つのである。

右の基柱に従つて多くの種類が考案せられたが、これを大別すると次の二種になる。

一 單記移讓式比例代表法又は商数代表法 (Single transferable

vote)

二 名簿式比例代表法 (List-system)

とばるのであつて、更に之を分類して討究して見る。

一 單記移讓式比例代表法

單記移讓式は英國の Thomas Sturges の主張せる方法であつて、一名ヘーア式と稱せられ、現に英國の大學選挙區、米國の自治体、愛蘭自由國、濠洲、南阿聯邦、ニエーゼーランド、カナダ、印度等に於て実施せられて居る方法である。

イ. 選挙區の構成

トーマス・ヘーアが最初に提案したのは全國を一選挙區として選挙を行ふと言ふのである。それは選挙人の鮮少の小國又は地方的ものならば格別、今日の如く普通選挙も実施せられ、有権者の總数は巨数に達して居るの状態に於て、全國を一選挙區として選挙を行ふとすれば、開票手續や開票時間、關係、其他選挙の技術上、實際上に種々の困難が伴ひ到底其実現は不可能である。ヘーアの比例代表法を推奨した John Stuart Mill の如きは、其手續は郵便局に於ける手紙の分配以上に複雑でないと

述べて居るが、ヘーア、ミル次後に於ける此方法の賛成者も選挙区制度を肯定して、必くとも三人より十人内外の議員を定員とする選挙区を基として之を実行すべきものとして居り、實際今日実行して居る國も、何れも右の選挙区を基礎として居る。

口投票

單記移讓式に於ける投票方法は既に候補者名の印刷せられて居る投票用紙に選挙人が自己の好む順位に従つて1、2、3、4、5等の数字を以て選擇の順位を附するものである。之をダスマニアに於ける一九一二年の總選挙の際に Wilmut と言ふ選挙区に於て行けた实例に就て示せば次の如くであつて、定員六名に對して候補者は十名であつて、其氏名は投票用紙にはアルファベット順に印刷せられた。

順位	候補者名
	Best
	Cameron
	Curwen
	Field
	Hays
	Lee
	Lyons
	Mulcahy
	O'Keefe
	Shackcloth

選挙人は自己が第一位に當選せしめんと欲する議員候補者に對して「順位欄」に1と記し、第二位に當選せしめんと欲する議員候補者に對して2と記し、以下之に順するものであるが、必ずしも議員定数と同数の候補者に順位を記入する必要もないのであつて唯一人の候補者のみの當選を欲するとき其候補者だけに對して1の記號を付し得るのである。但し選挙人は各自唯一票を有するのみであつて、若し二人以上の候補者に對して1の記號を付した場合、1の記號のなきもの其他の記入を付したる投票は無効とせらる

る。

故に選挙人として要するに投票所に於て右の如き投票用紙の交付を受け
その用紙に自己の當選せしめんとする順序に従つて其順位欄に1, 2, 3の記號
を付すれば宜いので其手續は極めて簡單である。併して此の手續によつて各
議員候補者の當選順位が決定し、當選商数と超過した候補者の
剰余投票は指定せられた順位に従つて移譲せられ、所謂比例代表の目
的は達成し得るのである。

ハ、當選商数又は當選標準数

當選商数とは或議員候補者の當選を確定せらるる爲に絶対に
必要なり投票の数である。

(一) ヘーア式當選商数 (Hare quota)

ヘーア式に依れば (アンドレ式も同様であるが) 當選商数は議員定
数と以て有効投票の總数を除し得たる商であつて、即ち當選商数

當選商
数

ヘーア式當
選商数

を Q 、議員定数を M 、投票總数を V とすれば $\frac{V}{M}$ である。この
當選点をヘーア式 (Hare quota) またはロアンドレ式 (André quota)
若くは單純當選点と云ふ。

この當選商数の決定方法は簡單ではあるが、必要以上にその数が大き過ぎ、
又其結果不合理なるものたらしめる虞がある。即ち此方法に依れば有効投票
總数の議員定数分の一を得なければ當選者となり得ない。即ち一人區
に於ては全員一致を以てなければ當選し得ないこと、即ちこのためであつて、此方法
による結果は所謂投票の移譲が充分に行けぬこととなり、比例代表法
の趣意に副ひ難い結果となる。

二、ドループ式當選商数 (Droop quota)

右の不合理なる結果を生ずるのは、要するに當選商数が餘りに大き過ぎる
からである。此缺點を除くには當選商数をより小なるものとする必要であ
つて、その改正は一八八一年四月英人 *Dr. R. Droop* に依つて考案せられ、
七

ドループ式
當選商数

計協會に於て發表せられて、この公式は「選挙すべき議員数に1を加へたる
数を以て有効投票の總数を除しよて得たる商に1を加へたる数」(分數
を除外す)を以て當選点とすことを主張した。

假に議員一名を選出する選挙區に於て、多數によつて當選者を決定
するにせば、其當選に必要にして且充分なる数は投票總数の半數より一票
だけ多ければいゝのである。即ちの「 $\frac{1}{2}K+1$ 」である。二名を選出する選挙區
に於ての「 $\frac{1}{3}K+1$ 」である。

ドループは此公式を説明して「選挙競争が甲、乙二党の間に行はれ、
甲党は360の票、乙党は340の票の得票がありとして、両党は總數七
個の議席に對して夫々四人の候補者を立てた。アンドレーの主張する當選
点によつて $\frac{360+340}{7} = \frac{700}{7} = 100$ 。即ち100の票であるが、この方法によつて
當選商數は $\frac{700}{7} + 1 = 101$ 即ち八八票となる。その結果、若し甲党の
360の票の選挙人が其の第一順位投票を先づ三人の候補者に對して

それく20の票、10の票、100の票興へたならば、第四番目の候補
者の取得すべき第一順位得票は四六票しかない。而かも彼が剩餘投票
の移讓によつて取得し得べき投票は僅に一回票であるから彼の得票は六
0票以上になり得ない。然るに一方乙党の340の票の選挙人は自党の四人
の候補者に對し、それく六0の票を越ゆる数の第一順位投票を附與する
やう協定したとする。——勿論それは決して困難のことではない。340人の選
挙人は四人の候補者に對し平均八五票の投票を附與し得たから——結
局乙党の方から四人の當選人を出すこと、なる。之に反し若し此場合に於
て自分の計算法によつて當選商數を用ゐればA党の第四番目の候補
者は結局九六票の投票を取得すること、なるから——當初の投票の分
配が如何やうにありにせよ $360 - (88 \times 3) = 360 - 264 = 96$ の計算とな
る——此の如く340の票の党派が360の票の党派よりも却てより多く
の當選人を出すこと云ふが如き不合理は生じない。従つて自分の主張する

當選点を用ゐれば、投票の分配の巧拙により選挙の結果に不合理を生ずると言ふことはない。フンドレー式を用ゐれば上述の如き批難がある。而して斯くの如き批難こそ單記移讓式選挙法が最も排除せんと欲するものである。ドループ式當選商数はヘーア式に勝れるものであつて、此商数を基礎としればヘーア法に拮抗する如き疑念は大体避けることが出来る。このドループ式當選商数は現に英國の大學選挙區、アイルランド、豪州其他單記移讓式比例代表法を採用してゐる國々に行はれて居る。

二、移讓の方法

移讓の方法
↑ヘーア式

（一）ヘーア式

既に述べたる如く當選商数を超過したる餘剩投票は到底當選の可能性なき低位候補者の得票は之を指定せられたる他の候補者に移讓して他の候補者の當選に役立つのであるが、その移讓せらるべき剩餘投票の選擇を如何にするかは難問であつて、現在單記移讓式比例代表法を採

用せられて居る諸國の方法は、ヘーアの最初の提案とは異つて來てゐる。ヘーアの最初の方法に依れば、第一候補者の得票数が當選商数に達したるときは、其候補者は當選となり、其剩餘投票は次順位者に移讓し、この候補者も亦當選商数に達したならば、更に第三順位者に移讓せられ、それ以下の候補者にも同様である。

かくして尚且議員定数に達する當選者を得られかいたときは、次に到底當選の望なき候補者の得票と最少数の投票を得たる候補者の投票から順次に前述の如き手續を繰り返すのである。今簡單なる例を以て之を説明すれば、議員定数三名、投票總数四〇〇〇とし、甲乙兩党各々三名立候補をかし、次の得票を得たりとする。

甲党

乙党

A 一八〇

D 八二〇

B 二五〇

E 五〇〇

C 300

F 119

然して便宜上ドルプ式による其當選商数は $\frac{4000}{3+1} + 1 = 1001$ となり
Aは當選し尚ハ〇〇の剩餘投票を有する。之を第二順位候補者に分
配せられて次の如くはつたとする。

甲党	最初の得票	移譲に依る得票	計	
B	350	+	648	= 998
C	300	+	132	= 432
Z党				
D	220			= 820
E	500			= 500
F	229	+	20	= 249

右の結果未だ何人も當選商数1001に達しない。そこで最低得票者F
の得票を副記に従つて処分して次の結果を得たとする。

甲党	既得の票数	Fの移譲せらるる票数	計	
B	998	+	20	= 1018 當選
C	432			= 432
Z党				
D	820	+	200	= 1020 當選
E	500	+	29	= 529

右に依つてB・Dの二名は當選商数に達して當選となり 甲党からA・Bの二
名が選出せられ乙党からD一名が當選とになるのである。之は單記移譲式の初
期に於てヘーア式に基いて主張せられた方法であつて、一八八四年乃至五年に
亘つて英國に於て選舉法改正運動の行はれた當時に比例代表主張者の提

識した所も此の方法であつた。

然るにこれによると前述の如く、第一順位者の當選に必要なる数の投票と引き大り、残りの投票を次の順位者に移轉するのであるが、第一順位者の何れの投票から計算し、何れの投票を移讓するかによつて、即ち移讓の順序を異にするに從つて當選者も全く異なる結果が生ずるのである。之は次順位者以下の内容が同一にあらざる限り此の如き結果となるのは當然であつて、所謂偶然の支配によつて次順位者の當選が決定されることになり、理論上に極めて不合理であると言ひ得る。茲に簡單に設例を以つて説明すると、當選商数も五とし、甲乙の順序による投票九〇、甲丙の順序に記せらるもの七〇票あつたとすれば、先づ甲乙の順位による投票が計算せられたとすれば、甲は五〇票に依つて當選となり、次に乙は第二順位者として四〇票を得る。而して丙は甲丙の順位を有する投票の全部を移讓せられて、第二順位者の投票に依つて當選する。之と反對に甲丙の順序に依る投票の計算せられたとすれば、

甲乙が當選し丙は二〇票を得るに過ぎない。何れの投票を先に計算するか、何れの投票を移讓するかによる全然相反した結果となるのであつて、選挙人各自の欲する候補者を選出すると言ふこと、矛盾するのである。

この偶然主義による不合理の批難に付ては、ミルも其著書の中に述べて抽籤に依る方法が最も合理的であらうと言ひ、又學者の數學的研究によれば投票数の極めて多い場合にはこの偶然に支配される程度は極微いのである。夫程批難するに當らぬと言へば、又米國の自名体に於ては次の如く修正の上採用されて居る。

- a. 剩餘投票と移讓する場合に於ては能ふ限り各投票區の投票中より各々同数のものを選択して移讓する。
- b. 投票の第一順位者によつて區分するとき、總ての投票に継次的番号を（例へば四、八、一二、一六の如き）記して剩餘投票を移讓する時はその継次的番号に從つて一定の間隔を置いて總投票中より

順位に剩餘投票となすべきものを抽出する。

併しヘーア式の偶然主義を採用する以上は、濃淡の差こそある、この不合理なる結果は避け難いものであらう。

ヘーア・クラーク式 (Hare-Clark)

ヘーア式の右の様が理論上の缺点を除去する爲に Tasmania の 投票長 A. J. Clark に依つて遂かに完全なる移譲方法が考案せられた。此方法は一八九六年タスマニアに採用せられて、現に英國の比例代表協會の支持するものであり、又スコットランド・愛蘭自由國・カナダ等に於て実施せられて居るものである。

此方法に於ては剩餘投票を次順位者に移譲する場合、ヘーア式の如く偶然の分子を含む特定数の剩餘投票のみに就て次順位者と選擇するに非ざりて、剩餘投票を有する候補者の總ての得票を先づ点檢し、之を移譲せらるべき投票紙へ投票用紙に移譲の順位を指示せらるる Transferrable

votes) と移譲すべからざる投票紙へ投票用紙に其順位を指示せらるる (non-transferrable votes) に區別して、移譲せらるべき投票の数と剩餘投票の比率を算出して、この比率に依つて按分比例的に剩餘投票の總数と次順位者に移譲すると言ふのである。其結果生じた一票未蒞の端数に就ては其中の大方のものより次順位者の得票数が剩餘投票の總数に達する迄順次一票と計算する。例へば A の得票一八〇一票として、其中移譲せらるべき投票一六〇の票、移譲すべからざる投票二〇一票あり、その移譲せらるべき投票中 B を次順位者とせしもの一〇九六票、C を次順位者とせしもの三六四票、D を次順位者とせしもの一四〇票で、而して剩餘投票数は八〇〇票とする。

この場合に於ける移譲可能の投票数と剩餘投票数との比率による按分比例は次の如くになつて、それへ移譲せらるるのである。

$$\begin{array}{r} B \text{---} \frac{800}{1600} \times 1096 = 548 \\ C \text{---} \frac{800}{1600} \times 364 = 182 \end{array}$$

$$D \dots \dots \dots \frac{800}{1600} \times \frac{140}{170} = 40$$

此方法に依ればヘーア式。如き所謂偶然の分子は除去せられて不合理の結果は生じないが尚此れに對して次の如き批難が加へられて居る。

1. 按此比例の結果一票未給の端数の生じたとき、その大なるものより順次一票として計算すると言ふが、此れによつて嚴格な意味の投票移讓の比率は破れる。

2. 此方法に依ると偶然の分子は一掃せられない。例へば當選者の剩餘投票を第二順位者に移讓するは正確であるが、更に第二順位の得票を第三順位者に對して移讓する場合は、第三順位者に移讓せらるべき剩餘投票は第二順位者。得票中より剩餘投票を選擇することになり、此の場合に於てもヘーア・クラーク式に依つて投票の移讓を行ふのであり、第三順位者に對する剩餘投票の割當に關しては、偶然の分子は介入しない。然し、此から第三順位者の指示は既に第一順位による當選入

の得票中にもあつた筈であり、もし第二順位者に對する剩餘投票として別個のものを選択せられて居れば、或は第三順位者に對する剩餘投票数の割當に關して結果を招來するかも知れない。

と言ふのであつて、理論上は此の如き批難は否定出來ないのであるが、實際問題としては多くの場合此れが著しい不合理なる結果を招くことには疑いもなくあると謂はれて居る。

グレゴリー式 (Gregory)

グレゴリー式は一八八〇年初めて露邦ヌルボルネの G. R. Gregory と言へる人に依つて提議せられたものであつて、一般にグレゴリー式と稱され、一九〇七年タスマニアの法律に依つて之を採用し、次で一九〇九年の南阿聯邦の上院議員選舉法に実施せられ、最近愛蘭土自由國の上院議員の選舉法にも採用せられて居るのである。

グレゴリー式はヘーア・クラーク式に伴ふ偶然に依り分子を更に一層排除し

て、飽くまで合理的に移譲を行はしめて偶然の要素を一掃せしむるのであつて、その要旨は剩餘投票の集めた場合は「ア・クランク式」の如く剩餘投票のみでなく、剩餘投票を有する當選者の總ての投票に就て第一順位を点検して従來の如く投票中より一定の投票用紙を抽出せずと、移譲せらるべき投票は總て一定の投票價值に於て次順位者に之を移譲すると言ふのである。而して此の場合各投票は完全なる一票として計算せられなければならないのであつて、或る當選者の得た投票中、移轉すべき總数を以て移轉すべき過剩投票の数を割つただけの價值しか有しないのである。即ち剩餘投票を次順位者に移轉する場合に現実の投票用紙の移譲を行ふのではなくして單に抽象的なる移譲價值 (Transferable value) に依つて計算せらる。この移譲法は分数式移譲法 (Fractional Method) と呼ばれる。

茲に該例を以て説明すれば、Aの得票總数が1000票あり、移譲せらるべき投票900票、剩餘投票300票とし、この場合の當選商数は720

票となり、而してBを第二順位に指示せらるるが270票あるとすれば、移譲價值は $\frac{300}{900} = \frac{1}{3}$ となり、Bに對する移譲せらるべき投票價值は $270 \times \frac{1}{3} = 90$ 即ちAよりBへ90票移譲せらるるのである。BがAより移譲せらるるものは現実なる270票に非ずして單に投票價值(90票)である。而してBが既に第一順位得票として690票を得て居たとすれば、 $690 + 90 = 780$ で計780票、得票となり、Bは60票 ($780 - 720$ (當選商数)) = 60) の剩餘投票が生ずる。之を次順位者に移譲するのである。Bを第二順位として指示したものは270票であつたが就中、次順位者に移譲せらるべきものは240票であり、その中にCを第三順位に指示せらるるものが108票あつたとすれば、この場合に於ける移譲價值は $\frac{60}{240} = \frac{1}{4}$ であり、第三順位者としてCがBより移譲せらるる、投票價值は $108 \times \frac{1}{4}$ (最初、移譲價值) $\times \frac{1}{4}$ (第一回、移譲價值) = 9 となり、即ち9票がBよりCが移譲せらるる票数である。次下はこの手續を繰返すのであるから手續は複雑となる譯である。

く前述の手続に依つて尙當選商数に達しないときは最低位候補者の得票を處分するのであるが、此場合は當選者の場合と異つて其の候補者を當選に役立て保留せらるる票数はないので、總ての票は何れもその最低位候補者の寄に役立つべき價値に於て移讓せらるべきである。例へば最低位候補者が九十九票の得票があり、其内に九十票は最低位候補者が第一順位者として得たるものであるとすれば、其投票は各一票としてその指示は依つて第二順位者に移讓せらる。餘の九票は最低位候補者が第二順位者としてAより得たる票数を移轉價値に於て計算せられた票数である。故にこの種の票に付てはAより得たる票数と更に点檢と次順位者に移轉するのであるが、其價値はAより最低位候補者に移轉せられたときの移轉價値に於て数へらるる。

右の如くグレゴリー法は投票を専ら抽象的の移讓價値に依つて計算せらるるのであるから正確であり、ヘーア・クラーク式に於けるが如き此難は起らず所謂偶然の支配から脱することが出來て正確なる結果を得るのである。

ゴブドブス式

(四) ゴブドブス式 (Bove-Doob's)

併し反面に於て計算の複雑から開票の手続は煩鎖となり、従つて時間の延長となる。缺點がある。英國の選挙法調査會。報告並に同國比例代表協會の調査に依れば寧ろ多くの場合ヘーア・クラーク式の方が勝れりとして居るやうである。但し一部の人口は上院議員の互選。如き投票数。少ない場合には各票の有する *Franchise* が當選人の決定に影響を及ぼすことに依るから、此方法に依り精確を期せねばならぬが、普通選挙の制度の下、下院議員選挙の場合には此の如き少数の剩餘が結果に及ぼすことは比較的稀であらうから必ずしも此方法に依る必要はないと主張して居るものもある。

此方法は既に述べたる三様式とは異り、何人に對して剩餘投票を移讓すべきかは投票者の意思に依つて決定せしめず、其投票せられたる候補者自身として決定せしめしめるものである。即ち各候補者は選挙前の期日に於て名簿を作成して、自己に投せられたる投票を何人に移讓するかを豫め公表するのである。此名

簿に從て投票を移譲するのである。

此方法は手續としては簡單であるが、投票の移譲に關して選舉人の意思は尊重せられず、單記移譲法の精神と背馳するの嫌があつて一般に贊成者は得られない。其後投票の移譲も選舉人の意思に從わぬ、又は候補者の意思に從わぬの専ら選舉人の選擇に一任することゝ修正したが、其候補者の意思に從はらざるに於ては依怙として單記移譲法の主眼とする所を捨てたのであり、兩者相容れざるものであるので多くの贊成者を發見し得ない。

此方法は一八七二年 *Qualkald E. Dobb* に依つて初めて提案せられたる別に一八九一年 *W. F. Gore* に依つてマサチユセツツ州議會に提議せられたものである。

二 名簿式比例代表法

單記移譲式比例代表法は既に述べたる如く、候補者が當選に必要な投票を得たる場合に其剩餘投票を、又は候補者が當選の可能性なき場合其の投票を他の候補者に移譲するのであつて、其投票を何れの候補者に移譲するかは、全く選舉人の自由意思に從つて決定するのである。即ち自己の投票を何人の爲に役立たせらるかは選舉人自身が之を指定するのであつて、選舉人の意思は尊重せられてゐる。之に反して名簿式比例代表法に於ては、先づ各政黨をして選舉期日前一定の期日に其候補者名簿を提出せしめ、各選舉人は原則として此議員候補者名簿に對し投票するのである。選舉人の爲し投票の直接の對象となるのは、各政黨が決定し提出せられたる名簿である。從つて其の名簿と候補者が夫々一体をなして、名簿の得たる投票は其名簿上の候補者のみが役立つこととなる。剩餘投票が何れの候補者に移譲せらるるかは、原則として各政黨並に政黨に依つて決定せらるるのであつて、當選者を決定するに當つては、各名簿の取得したる投票数と計算して、之を

基礎として一定の方法に依りて各名簿に数人の候補者と當選せしめらるるを比例的に決定し、各名簿は自己に配當せられたる議席数の範圍内に於て一定の順序に従ひて選人を決定するのである。以上の如く名簿式に於ては投票の移讓を原則として豫め政黨又は政派に依りて定められた候補者相互間に行はるのである。此が投票の移讓を全く選挙人の自由に一任する單記移讓式との區別が存する。勿論名簿もその種類は多様であり、右の方法も單に名簿式の大綱を示したに過ぎない。此の方法は一般に歐洲大陸に於て実施せられたる居るが、單記移讓式を英國式と呼ばれるに對して大陸式比例代表法とも呼ばれて居る。

議員候補者名簿

1. 議員候補者名簿

名簿式比例代表法に於ける選挙、期日前一定の期日迄に法定の手續に依りて各政黨及政派が候補者名簿を提出せしめる点は何れの名簿式に於ても共通であるが、その名簿の提出期間並に名簿提出に要する賛成者の数等は名簿式と実施せる國に依りて必ずしも一概でない。

名簿の重複制度

a. 名簿の重複制度 (*Verchiedenartigkeit der Listen*)

各政黨が提出せられる議員候補者名簿は各選挙區に於て提出せられる一種に限定せらるるが、多くの名簿式比例代表法を採用せる國の立法であるが、独逸、オーストリア等に於ては議員候補者名簿を一種に限らず、重複性を認め各選挙區が提出する區名簿 (*Kreiswahlvorschlag*)、各選挙區聯合に於て提出する聯合名簿 (*Verbandswahlvorschlag*) 及國全体に就て提出せらるる國名簿 (*Reichswahlvorschlag*) 等の各種の議員候補者名簿を認めて居るものがあるが、要するに之等は各政黨の端数投票を活用して徹底的に比例主義に依るの趣意に出づるものである。

名簿の合同 b. 名簿の合同

二個若くは數個の候補者名簿を合同して單一名簿の如く取扱ふ方法もあつて所謂合同名簿制度 (*das System der Listenverbindung*) である。選挙の際には別個のものとして取扱はれるのであるけれども、投票の計算並に議席の分配に

あたつては單一名簿として取扱はれるのである。此方法は *Hagenbach-Bischoff* 教授に依つて考案せられたものであつて、小党派が他の党派との提携結合に依つて議席配當の機會とより多くし、小党派の候補者に當選可能の機會が與へらるゝことによる。小党派の多數を占める國に於ては比較的意見の相類似せる党派の聯合による、小党派として或程度の當選を確保せしめることは必要であらう。併し此方法を認める反面に於て之を濫用することに依つて生ずる弊害も亦考へねばならぬ。即ち當選の便宜上二個若くは數個の相容ざる党派が聯合をなして、此方法を濫用することもあり得るのである。其結果は政治上の善悪が發生するのであつて、従つて此制度を認むるの可否に付ては議論の餘地があると見られて居り。

此制度を認めた立法は瑞西聯邦法・芬蘭法・ウエルテンベルグ法・ハンブルグ法・ザクセン法・スエーデン法・等がある。又独逸に於ては憲法制定議員選舉の際に此の制度を認めた。

投票の方法

□ 投票の方法

名簿式比例代表法に於ては各政党及政派の提出したる議員候補者名簿に基き、選舉人が名簿に投票を爲す点に其特徴が存在するのであるが、選舉人が此場合に如何なる程度迄政党に依り豫め作製せられた議員候補者名簿に拘束せらるゝかに付ては種々の主義があつて一様ではない。先づ之を強制名簿主義 (*System der gebundenen System*) と自由名簿主義 (*System der freien System*) とに大別する事が出来る。

甲・強制名簿主義

強制名簿主義とは各選舉人が政党より提出したる議員候補者名簿に拘束せられて其名簿を其儘承認して投票するのであつて、此候補者名簿を變更し自己の欲する他の候補者を加へて之に投票する事は出来ぬ。選舉人は常に何かかの政党名簿を承認し投票し、強制せらるるのである。併し強制名

強制名簿主義

簿主義の亦之を

a. 厳正強制名簿主義 (strenge gebundene Listen)

b. 單純強制名簿主義 (einfach gebundene Listen)

とに別けること出来る。

(a) に於ては各選挙人は政党の提出したる候補者名簿に絶対に拘束せらる。候補者の変更又は順位の変更を許さぬ。此の制度の實施せられて居るのは、独逸聯邦・プロイゼン・チエックスロバキア・ルーマニア等であり、又以前にアルメニア・ケレンスキー時代のロシアの憲法制定議會の選挙に用ひられた。

此方法は選挙に政党主義が徹底して、選挙が個人間の争から政党間の争となるの必然の結果であつて、選挙人は政党の主義政見を檢討し自己の共鳴する政党に投票し、而して何れの候補者を議員たしめんとするの専ら各政党に一任するのである。

厳正強制
名簿主義

單純強制
名簿主義

此制度に對しては批難が加へられてゐる。即ち絶対拘束のこの方法は餘りに選挙人の自由なる投票意思を無視したるものであり、又選挙の上における政党の専制を誘致するものであると言ふのである。藤澤利希太郎博士の如きは此制度を以つて人材人格者の政界進出を阻止し、選出議員の素質を悪くし、而かもドリクと悪くし、選挙の自由を束縛し、選挙の公正を害ふ名簿式と述べて之に反對して居る。

(b) は厳正強制名簿主義に比較し幾分緩和されたものであつて、絶対拘束は拘束けない。此の場合に於ては各選挙人は其選擇する或る名簿に託せられて居る候補者に對しのみ投票し得ると言ふ点は(a)と共通であるが、各選挙人は政党の候補者名簿を其儘承認して、之に投票することと可能であり、又は名簿上の順位を変更して自己の欲する候補者を他の候補者に優先して當選せしむることが出来る。又自己の欲する候補者と名簿上から削除することと認められて居る。即ち名簿上の如何なる候補者と擇むかに付ては

單記單純
強制名簿
主義

全く選舉人に自由が存するのである。此の單純強制名簿主義と更に亦二種に分つことが考へらるる。

1. 單記單純強制名簿主義 (Klassensinnliche System mit Listenwahlrecht)

各選舉人は政黨の候補者名簿と其のまゝ承認し名簿投票 (Vote de liste) することが出る。又名簿上の候補者と擇んで指名投票 (Vote nominatif) することもある。出来、その孰れの方法によらば専ら選舉人の自由意思に任して居る。白耳義の立法例の如きはそれである。ブルガリア法に於ては選舉人に自己の欲せざる特定候補者と名簿上より削除することも行はれてあり。

連記單純
強制名簿
主義

2. 連記單純強制名簿主義 (Koppelwahlrecht mit Listenwahlrecht)
この連記制に於ては各選舉人は二個以上の投票を有するのであつて、即ち議員数と同数迄の議員候補者にと對し各一票を與へ得ると云ふのであつて、選

自由名簿
主義

乙 自由名簿主義

舉人が或る政黨の候補者名簿に對しての投票は同時に其名簿上の数人の候補者の爲に役立つのである。此等の孰れの候補者にと對し、如何なる順位に従つて役立たいめらるかに選舉人自身が自由に決定し得る方法で、瑞西のカントン Schaffhausen が一九〇〇年の法律に依つて其州議會の選舉に採用した。

自由名簿主義は自由組合法又名簿自由請願主義とも呼ばれるのであつて此方法に於ては強制名簿主義が候補者の選定に於て政黨の候補者名簿に拘束せらるるに反し、最も廣く候補者選擇の自由と各選舉人に附與する制度であつて各選舉人は候補者の選定に就て必ずしも特定の黨派の提出にかゝる候補者名簿に拘束せらるることなく、種々なる名簿より自己の當選を欲する一定数の議員候補者も抽出選擇し、自らの議員候補者名簿を作成し、これに對して投票を爲すことが出来るのであつて、此制度を *Paraschlage* と呼ばれる。此方法も亦選舉人が如何なる程度迄選擇の自由を有するかは付ては、二種類に區

別すること出来る。その一は配合法 (Paraschieren) 又は混合法 (Mischen) と稱せらるるものであつて、此方法に於ては種々の候補者名簿中より自己の欲する候補者を自由に選擇し投票用紙の上に配合法組合せが許されるか何れの議員候補者名簿にも記載せられて居ない候補者と記入することは出来ない。第二の方法は更に一步を進めて各選挙人が議員候補者の選擇に於て現に提出せられて居る名簿に記載せられたる議員候補者の範囲に拘束せらるることなく何れの候補者名簿にも記載せられて居る候補者が擇んで其投票用紙の上に記載すること出来るのであつて之を *Wille* と云はれる。前者は瑞西聯邦法瑞典法、旧佛蘭西法等に用ひられ、後者の *Wille* 即ち不規律自由名簿法は公共團體の議員選舉に於て採用されたるが、州又は國の議員選舉に之を實施したのは希であつて瑞西に於て一九〇五年の選舉法に於て僅に *Basel-Stadt* が之を認め、オランダが一九〇六年の選舉法に之を採用したに過ぎない。此の種の方法は選挙人の自由意思を尊重せらるる言ふことに歸着

するものであるけれども、元來政党政主義と基本とする名簿式投票法に於て、政党的推薦せらるる或る候補者と選挙人の任意に記載するは餘りに選挙人の自由意思を認めること廣汎に失ひ、實際的には殆んど無意味であり、徒らに選舉手續を複雑にせしむるので、此制度を採用して居るのは寧ろ例外に属して居ると謂へる。

パナシマージユは其方法としては或は印刷せられたる投票用紙に就き、其中の或候補者の氏名を抹消し、自己の欲する他の党派の候補者を記入し或は白紙投票用紙を用ふる場合に於ては、自己の欲する一定数、議員候補者を各党の議員候補者中より抽出して之を投票用紙に記載するのであつて、其趣意は曩に述べたるが如き、選挙人に對して候補者選定の廣き自由を維持せしめんとするのであるが、此の方法に依れば同一の選挙人は相異なる主義政見を抱懐する種々の党派に属する候補者を同一投票用紙に記載し得るのであつて、此は政党政党的基礎として行はれることを前提とする。名

簿投票法の根本精神とは明かに矛盾することゝなるのであり、更に *Wilde* を認めるに至って、この矛盾は一層甚きものとなる。而してこのパナシヤージュの方法に依つて送られる候補者は必ずしも党の有力者、優秀なる候補者のみに限らないのであって、有能なる候補者を充分に立てりことの出来ない少数党に属する人口に在つては、却つて反対党の無能候補者と自己の投票用紙の上に記載する場合が多い。或は個人的感情、利害、地方的問題、其他の事情に依つて議員候補者の送定せらるる場合が多いことは諸國の実情に鑑みて否み難い。多くの場合に於て多数の選挙人は或る党の名簿に何等の變更修正を加へることなくしてそのままを投票することゝ常態であり、従つて大体に於て同一党派に属する議員候補者の得票数は相接近と居て大差はない。然るに或る他の党の有力者が故意に反対党の領袖又は有力なる候補者を落選せしむるの目的を以て領袖の名を抹消して投票し、或は反対党の有力ならざる候補者と自己の投票に記入して投票し、其結果一部の候補者

頭切り

は之により比較的多数の得票者となり、自党内の領袖或は有力なる候補者比して優先的に當選し、有力候補者は反対党の術策に陥り、落選の憂目を見るの惧れがあるのであつて、これを「頭切り」又は「領袖落し」(*Wetzerpitieren*) と稱するものである。パナシヤージュは斯の如き弊害の伴ふことは識者、等々認むるところであつて、現に佛國に於ては一九一九年十一月の總選挙に巴黎第四區に於て社會党の領袖 *Jean Longuet* は定評ある有能の士であつたがこの方法の濫用せられて比較的弱い候補者より少数の得票となり落選した。而して此種の弊害を避ける目的を以て考案せられたのが、所謂聚積投票法 (*Kumulieren, le vote cumulatif*) の利用である。

聚積投票法

連記投票の行はるる場合に於ては、同一候補者に對して数票を投し得るの制度がある。此が聚積投票(累積とも言はれる)であつて、名簿投票法がこの方法を併用することによって止むる長所は、一、特定の候補者に對して當選の確實性

を與へることである。この方法に依りて各党派の領袖並に有力なる候補者その當選の可能性を強めることが出来る。二、小政党も亦ドループ式當選商数に達する程度の得票を有する限り、その代表者と選出得べき可能性を保証せらるること。三、パナシヤージユオ生ずる弊害たる「領袖落し」を防止するの手段として有効なること等であるが、一方其短所として比較的少数の選挙人により選挙の結果を左右せらるることである。聚積投票を更に九の通り區別する。

制限聚積
と無制限
聚積

1. 制限聚積と無制限聚積。 制限聚積 (Beschränkte

Stimmkaufung) は聚積投票に制限あるものであって例へば連記投票として爲し得べき投票数の全部を同一人又は数人に聚積することには出来ないのである。或制限があるのである。瑞西聯邦法・ルクセンブルグ法(一九二四年)チエリツヒ及ベルンの州法の如きは選挙人は選挙すべき議員と同数迄の投票を爲し得るに拘はらず、同一候補者に對しては二票迄の聚積投票

を爲し得るに規定し、スイス、バーゼル及ベルンの各市法は三票迄之を認め居る。

無制限聚積投票 (Unbeschränkte Stimmkaufung) に於ては聚積し得る投票の數に制限なきものであって、例へば連記投票として爲し得べき投票数の全部と同一候補者又は数人に聚積投票することをも無制限に認めらるるものがある。

公の聚積
と私の聚積

ロ、公の聚積と私の聚積。 公の聚積 (Cumul official) は各党派に於

て議員候補者名簿を複製に際して、其の名簿上に同一候補者と重複記載を置く方法であつて、即ち同一候補者に對して二以上の場所を與へて置くことである。之に依りて予め反對党の所謂「領袖落し」の作戦を防止し、一方に於て同一党内の少数党の跋扈を抑制せんとするに外ならないのである。瑞西聯邦法並に瑞西州法の一部に適用せられて居る。私の聚積 (Cumul private) とは各選挙人自身に於て各聚積投票を指すのである。即ち各

選挙人が自己の欲する特定候補者に対し投票を聚積するの言ふのであつて、普通に行ける方法である。

ハ、當選の順位

名簿式比例代表法に於ける議席の配當は各党派の候補者名簿に對して行ふのであるが、然らば各議員候補者に對する當選の順位は候補者名簿に配當せられたる議席数如何の順序に從つて、其名簿上の候補者の當選を決定し行く問題に關するものである。これに關しては種々なる方法もあり其の主要なるものを次に大別する。

一、名簿主義

この方法は選挙人の意思を少しも顧慮することなく政党の作製せる候補者名簿上に各候補者が存する其順位を其儘當選の順序とするのであつて、嚴正強制名簿主義と相照應するもので、独逸聯邦、オーストリア、チエッコ、スロバキヤの絶対拘束主義を採用せる國に於ては諷て議員當選順

位を此方法に從つて居る。この主義は政党主義に忠実であり、政党の意思を重んずる方法であり、又名簿投票法の根本精神を徹底したものである。然しその反面に於て選挙人の其議員選定の自由を認める代議制度の精神に背叛し、且政党幹部の専制を誘致するもの、批難が之に對して加へられて居る。

得票数主義

投票の多数に依つて決定する主義であつて、拘束主義の如く、之を政党の専決に一任せず、比較的多数の得票者を以て先順位當選人とするのである。此方法は瑞西聯邦及び各州に於て其の他、自由名簿主義と採る國に於て実施せられて居るのであつて、選挙人に議員選定の自由を認めることを骨子とする自由名簿主義を採用する以上は選挙人多数の欲する候補者から順次之を當選と決定して行くことは理論上當然である。此の場合若し同一名簿上の候補者が同数の指名投票を得たときは名簿上

議席の配当

投票計算の基礎

の順位に従ひ當選せしめるのである。

二 議席の配当

イ 投票計算の基礎

各党派の名簿に議席の配當を爲すために、その基礎となるべき各党派の得票数を算出するのである。此各党派の得票数が基礎となつて當選商数一所謂配當基数一が決定するのである。名簿式比例代表法に於て各名簿の得票数を如何にして計算するかについては二種の方法が存するのである。その一は投票が原則として政党又は政派に對して爲されるものであつて、即ち各党派名簿に投せられたる投票を以て當該党派名簿の得票数として計算する方法であつて、之を名簿計算法と呼ぶ。例へば、独逸、オーストリア、チエッコスロバキア等の如き拘束主義の名簿投票法に於て採用せられて居るのである。その二は投票が直接に議員候補者に對して爲されるものであつて、即ち或る議員候補者名簿所屬の候補者に對して爲される投票の数を基礎とするものであつ

名簿計算法

個別計算法

て、これを個別計算法と呼ぶ。この方法はフランス、スイス、デンマーク、オランダ自由主義又は非拘束主義の名簿投票法に於て廣く実施されてゐる。

名簿計算法は拘束主義を基礎とする場合に適當であつて、自由主義

を採用せる場合には不都合が生ずる。例へば *Parrichage* を認めて、一の投

票用紙に相異なる党派の候補者が同数に記載されたときは、その投票用

紙は何れの党の得票として計算するか殊に *Wilde* の記入をし認める場合は

其投票を以て如何に取扱ふかが頗る困難なる問題となるであらう。 *Ney* 及び

Solothurn には *Parrichage* を許すから、投票用紙を單位とする名簿

計算法が採用されて居て、選挙人は各投票用紙の上に党派を標識するの

記號を付し、此の記號に依りて計算する方法を採用してゐるが、此方法によつて

すれば、選挙人の或は故意に其投票用紙の上に反對党の無能候補者と

記入することによつて、自派のために何等不利なる所なく、反對党の有力なる候補

者と落選せしめる所謂「領袖落し」が行はれる傾がある。

個別計算法は各党派及其党派の候補者が得た投票の總計と
計算の基礎とするのであって *Panachage* 及 *Wildes* が爲された場合に
何等計算に困難は感ない。又此計算法に従へば反對党の候補者
を投票用紙に記入すれば、自党の投票数はそれだけ失はれることになりのである
此 *Panachage* を並用と反對党の *Repräsentieren* を行ふこと勢ひ
減少すると謂ひ得る。

尚二個若くは數個の候補者名簿を投票の計算に當て單一なる名
簿の如く取扱ふ所謂合同名簿制度のありことは既に述べたる通りであつて
此制度に依つて小党も亦類似の政見を有する他の党派と提携し當選者と
出さる機會を與へらるることになり、各部介の政者の意見が悉く議會に反映
することが出来、小党は保護せらるることになり、反面に於て政見を異にする党
派が其投票も有効に利用せしむる目的を以て此方法を悪用し、不自然
に聯合するが如き缺陷を生ずる。

議席の配
当方法

議席の配當方法

議席の配當は當選商數又ハ配當基數と各名簿の得票數を基
礎として算出し、之に依つて各名簿に對する議席の配當數を決定するを其
原則とするのである。即ち各党派の名簿の得たる票數を一定の當選標準數
を以て除し、其商に從つて各党派に之を配當するのである。併し或る場合に於ては
各名簿の得票數には何等の關係は無く、最初から一定の配當基礎が法
律による規定せられてゐることもある。従つてこの當選標準數の決定方法は
大体二種に大別することが出来る。その一を移動式當選商數法 (*System des
beweglichen Wahlquotienten*) と言ふ。その二は固定式當選商數法
(*System des festen Wahlquotienten*) である。前者は各場合に付名
簿の得票數を基礎として一定の公式に依りて必要の當選標準數を算出す
る方法である。之に従へば當選標準數は選舉毎に異動するのである。後者
は總ての場合に法律上予め固定の當選標準數を規定せられてゐるのであつて

この式に於ては當選標準数は常に一定して選挙毎に異動することはない。

甲 移動式當選商数法 此方法に前に述べた如く投票總数の変化するに依り常に異動する當選商数と議席配當基数とを議席を分配するのであるから此の方法を移動式當選商数法と呼ぶ。この中の主要なる形式として次の方法がある。

a. Hare式算出法 $Q = \frac{V}{K}$ を以て當選標準数として各名簿の得票数を除き得たる其商に依り各名簿に對する議席の配當数を決す方法である。議席の配當方法としては極めて簡單なる方法であり一九一九年の佛蘭西法並にチエックスロバキア・オランダ・瑞西の多數の州に採用せられた方法である。然るにこの方法に於ては一回の選挙に於て各党が正確に當選標準数の倍数を得て總て議席を配當し盡す場合は格別であるが（實際の選挙に於てかく如きことは殆んど想像し得られない）其他の場合に於ては各党間に完全に議員数の分配は殆んど不可能である。

簡單なる設例を以てすればA・B・Cの三党の間に議席四名を配當するに際し、A党は二五〇票、B党は一五〇票、C党は一〇〇票の得票があったと假定し、此場合に $Q = \frac{600}{4} = 150$ であつて、A党は $\frac{250}{150} = 1$ となり、B党は $\frac{150}{150} = 1$ となり、C党は $\frac{100}{150} = 0$ となり、C党は一〇〇票で當選標準数に達せず議席は配當せられない。然るに議席尚一個残る居るのであつて、この残余の議席を如何に處ふべきか問題となるのである。

この第一次配當に於て配當し得ざりし残余の議席配當として、1. 残余投票の数の多き名簿に對し順次に一個宛の残余議席を配當すること（リコーベック・ファンハルト・サンガルレン・チエックスロバキア等） 2. 残余議席と剰余投票とを基礎として重ねて尚一回前と同様なるへーア式議席配當法を行ひ其結果が配當し得ざる議席の残余もつきは就中剰余投票の多き名簿に對し順次に之を配當すること（ザクセン） 3. 剰余投票の数の多き名簿に對し順次残余議席を一個宛配當すること（原則とする）

も場合によりては各名簿、取得一議席當り平均得票数の大小を以て標準とするもの(オランダ) 4. 名簿の平均得票数、最大なるものに對し、餘りの議席を配當するもの(一九一九年のフランス法) 5. 多數の投票を得たる党派に議席を配當するもの(瑞西、*Teasmin, Neulenburg* 等) 6. 立法例があるが、此等、方法は何れも、比例代表の目的に合致しない不合理なる結果を招来することを得る。例へば一九二一年三月 *Hannover* に於て右の例の方法によつて

得票	取得議席
保守黨 六一四	四
自由黨 三九九	一

となり、保守黨は六一四票を以て四個の議席を獲得し、自由黨は三九九票を以て僅に一名を送出したに過ぎなかつた。又同年、*Neulenburg* の總選舉に於て、

得票	取得議席
労働黨 六五、三九〇	一五
急進黨 五三、九九〇	一〇
自由黨 二九、五三三	五

の結果となり、労働黨は約四十五パーセントの得票を以て半数の議席を得た譯である。又一九一九年の佛國に於ける總選舉に於ても次の如き不合理の結果を生じたが、此等は最大多数黨に對し格別の利益を與へ、之を擁護するところとなつたのであつて、議者の批難するところである。

一九一九年の總選舉に於てカン縣

得票	取得議席
コンバツタン黨 一七八、一五二	四
急進社會黨 一〇九、六一四	一
社會黨聯合 一〇九、〇一五	一

一九二四年ソナム縣

政黨	得票數	取得議席數
共和黨	三二七、六〇六	六
國民社會黨聯合	二二四、〇九四	一
左黨聯合	一一六、二四二	〇
労働黨聯合	八四、六七一	〇
民眾共和黨	二四、九五二	〇

ドント式

ドント式算出法

ベルギーの法律家 Victor Dronthe の

發明せられた議席配當法であつて、ドントは一八八八年の出版にかゝる *Systeme pratique et raisonne de representation proportionnelle* と云ふパンフレットに依つてこの方法と徹底的に説明した。現在に於てこのドント式を實施せり國は自耳義を始め瑞典、丁林、挪威、エーゴースラビア、葡萄牙、奧太利の一部及独逸の一部であつて、又過去に於ては

露國のケレンスキー時代の憲法制定議會の選舉法に採用せられ、旧伊太利法に於て之を實施せられた。此方法は自耳義がその元祖と云ふべきで、同國に於ては現在迄屢々選舉法の改正が行はれたが、ドント式議席配當法は依然として採用せられて居る。

ヘーア式の議席配當法の有する不合理なる点は要するに當選標準數が大に異なる結果、此標準數を基礎として一回の配當を以て總ての議席と各黨間に分配得ない。而してその殘餘議席が再び單純なる多數決主義により配當せられて行く爲に不公平が生ずるのであつて、この缺陷を除くために單に一回の議席配當のみを以て、總ての議席を完全に容易に各黨派の間に分配得るやうな他の標準數が考案せられるは好らぬ。而して此の標準數は各名簿が其標準數に達する毎に各黨派より一名の議員を送出せしめ、結局總ての議席を配當し終る程度の小なる數であることを要し、且配當せらるべき議席の數以上、議席を配當せし

めるやうな小なる標準数であつてはけむらぬのである。換言すれば、左の條件——に合致する公約数を求めて之を當選標準数とすれば宜しいであつて、かの考案がドントに依りて提唱せられた。此方法は亦公約商数式名簿投票法 (*la concurrence des listes avec commun diviseur*) と稱せられて居る。

ドント式議席配當法は各名簿の得票数を計算して、その得票の大なるものより順次に配例して、之を1、2、3、4、5の数を以て段々に除いて行く。次にその結果生じたる多数の商とより大なるものより配列し、選挙すべき議員の數に相當する順位に該當するものを求め、その商が當選標準数となるのである。而して、標準数と以て各名簿の得票總数を除くと、依り得たる商に相當する數が其名簿に對して配當せらるる議席の數である。例へば甲、乙、丙の三党があつて、甲党名簿は8000票、乙党名簿は7500票、丙党名簿は4500票の得票があつたとする。議員定員は5名である。

	甲 党	乙 党	丙 党
1で除す	8000	7500	4500
2同	4000	3750	2250
3同	2666	2500	1500

此の場合定員5名であるから、此等の商数を其の大なるものより取つて順次に之を排列すれば次の如くなる。

- 8000
- 7500
- 4500
- 4000
- 3750
- 2666

而して此等の數の中の最小數たる3750が當選標準数(公約数)となつて議席の分配を爲すのであつて、此標準数と以て各名簿の得票数を

除すれば次の結果を得る。

甲党	8,000 ÷ 3,750 = 2	剰余 500
乙党	7,500 ÷ 3,750 = 2	同 0
丙党	4,500 ÷ 3,750 = 1	同 750

即ち甲党二名、乙党二名、丙党一名の割合を以て議席は配當せらるる。

ドント式議席配當法は以上の如くヘーア式の缺陷を除去して、少くも現在に於ては最も合理的なる議席配當法と認められて、多数の國が之を採用して居るのであるが、之に對して理論上の批難も加へられてゐる。即ちドント式が各名簿の残余投票数を全く無視して議席の配當を済す結果多数党に比較的有利になると言ふことである。この批難に付てハンフレーは設例によつて実質的に説明して居る。

議員定員十一人

A 黨	六〇〇〇票
B 黨	四八〇〇票
C 黨	一九〇〇票

計 一二七〇〇票

之を得票数の多少により配列して、1, 2, 3 等を除く。

1 を除く	A 黨	B 黨	C 黨
	六〇〇〇	四八〇〇	一九〇〇
2 同	三〇〇〇	二四〇〇	九五〇
3 同	二〇〇〇	一六〇〇	—
4 同	一五〇〇	一〇〇〇	—
5 同	一〇〇〇	九六〇	—
6 同	一〇〇〇	—	—

右の場合當選標準数は一〇〇〇であり、この標準数によつて議席を各

党派に配當せば、A党議席六、残余投票りし。B党議席四、残余投票八〇〇。C党議席一、残余投票九〇〇となる。以上の如くA党は投票六〇〇票を以て議席六を得、B党及C党は其合計六七〇を以て合計議席五を得るに過ぎない。此は明かに多数党に有利であり、少数党に不利なるが、此は不合理なる結果は要するにB党の残余投票八〇〇とC党の残余投票九〇〇とを、これを合計すれば一七〇〇となり、當選標準数を略に超過せり。相らず、之を議席配當に對して無視したる結果に外ならない。此は多数党と有利に、少数党に對して不利を勵まかける原因となるのである。

ハイゲン
バハビシヨフ式

C. *Hagenbach-Bischoff* 式算出法 ニツ方法ロハイゲンバハビシヨフ

が一八九二年に前西のバーゼル。選舉革新協會から出版したパンフレットに於て王侯たもてあつて、現在スイス聯邦。ベルン。ジュネーブ等並に白耳義の一部他乙のバイエルン。諸國に於ける地方議會選舉等に於て行はれる。

この方法は有権者数の多い場合、殊に多数の議員数を分配するを要する場合に於て、ドント式は其手續が稍々複雑となるのであるが、此の方法を用ふる事によつて、その手数を省くことが出来るのであり。要するに大なる選舉區に於ける面倒なる議席の配當手續と緩和せられたために考案せられたものである。其方法はヘーア式又ドローフ式の計算法を以て當選商数を算出して、これに基いて各名簿に對して議席配當を為す。此の場合單純當選点に依るドローフ式による。又投票總数と議員定数に一を加へたる数を以て割り、其商を當選商数とする。第一次議席配當に關しては、同一であつてその後にはける残余議席の取扱に付て根本的の相異がある。即ちハイゲンバハ・ビニヨッフ式に於ては、残余議席は第一回の配當に於て各党が取得せる議席の數に各一（配當せられた議員のないときは一）を加へ、之を以て各党派の得票數を夫々割つて、其商の大きい党派に残余の議席一箇を附與し行き、尚且未配當の議席があるときは、更に同一の手續を繰返すのである。

る。例へば議員定員五名、投票總数九一九票とて、當選商数一五四票であり、甲党三四一票、乙党二六七票、丙党二〇六票、丁党一〇五票の得票あったとする。

甲党 341 : 154 = 2
乙党 267 : 154 = 1
丙党 206 : 154 = 1
丁党 105 : 154 = 0

となつて議席一個日未配當に餘る。故に之を更に

甲党 341 ÷ (2+1) = 113
乙党 267 ÷ (1+1) = 133
丙党 206 ÷ (1+1) = 103
丁党 105 ÷ (0+1) = 105

其商の最も大なる乙党に第五の議席は配當せられて甲二、乙二、丙一の割合となる。此場合に於て乙党の商がその當選商数となりてある。右の如く此の方法によるときドント式に於けるが如き運算上の勞と除かんじたるものであつて多数の議員数を分配する大選舉區に於て著しく手数と省くことが出来る。

ルッペン
キ式

d. Luppe-Benuechi 式算出法

このルッペン式は投票總数を

議員定数に一を加へたる数と以て除して當選標準数を算出し、此標準数と基として議席の配當を爲し、残余議席の生じた場合に直に之を其選舉區に於て處分せず、當該選舉區に於て分配し得らなかつた議席数と各党の有する其端数と、何れも他の選舉區に於ける同様、議席数及各党の端数とを合算し、その結果に基き新なる議席を配當する方法である。即ち二段組織又は三段組織の重複選舉區制、組織の下に小なる選舉區に於て未配當として残存する議席と残余投票とを何れも一層大なる選舉區に属するものとて再び計算せらる。現在に於て此の方法を採用せる國としてはオーストリー、バイエルン、チエックスロバキア等であつて、この式とドント式と、或はこの式とヘトア式と、又はこの式とハイゲンバッハビシヨッフ式とを併用して居る國もある。要するに此方法は簡單であり、此によれば、死票又は端数投票が殆んど完全に活用せらるるのである。一層比例代表の根本精神に適應する形態と謂へる。

乙、固定式當選商教法

移動式に於ける當選商教法は投票總数が変動するに從つて常に変動するに反して、固定式當選商教法は當選商教法常に一定であり、投票總数の変化に從つて議員数が異なつて來る方法である。

この方法は相當古くより論議せられたものであつて

Campagna's Burckel 等

によつて主張せられたが、この方法が立法として認められたのは一九一九年のバーデン憲法を以つて其嚆矢とし、故にこれをバーデン式又は自動式固定商教法 (*das system des automatischen und festen Wahlquotienten*) と呼ばれる。其後一九二〇年の独逸聯邦法が亦これを採用した。この方法は全國に一般の場合と同様に多数の選挙區に分劃され、此等の選挙區を基礎として選挙を行ひ、當選商教法全國劃一的に法律を以つて定めて、各政党名簿の得票数がこの當選商教に達する毎に一議席を配當し、これによつて生じたる端数投票を有効に處理する爲に數個の選挙區を合併したる選挙區聯合に於て之を綜合し、その結果に對しても亦この當選標準数を基礎として議席を配當する。而して多くの

場合、二数或は三数の重複選挙區制を採用してゐる。右の結果として全國より選出せらるべき議員、定数はなく、有効投票の多少に依つて議員總数は増加し或は減少する。要するに議員数は選挙毎に其投票数に比例して決定せらるるのである。

この自動式議席配當法に付ては賛否両論あるが、その賛成論は (1) 各党派の勢力が最も比例的に議會に代表せらるる。 (2) 議員の定数は必ず故選挙區に於ける議員定数割當より不公平を生じない。 (3) 著しく計算上の勞を省くことが出来る。 (4) 小党派は全國的に計算せらるる結果、その代表者と選出する等であり、これに對する批難は (1) 各選挙區に於ける人口が無視せらるる結果、議員数と人口数が比例をなさない。 (2) 小國に於ける議員数に變動を生ずることは實際に議會政を行ふ上に不便である。 (3) 極端に小党派の弊に陥る虞がある等である。

三 單記移讓式比例代表法と名簿式比例代表法の比較

此例代表法の主たる目的は謂ふまでもなく總ての選舉人の投票を成るべく有効に役立たしめんとするに在る。單純なる多数決主義に依るときは、少数者の投票口多き場合無効同様所謂死票となり、其の意見が適當に議會に反映し得ない缺點を有するに對して、比例代表法はこの缺點を排除して得票数と當選議員数の割合に比例關係を持たせ代表分布の公正を期せんとするが其の主眼である。而して其の主たる方法として單記移讓式と名簿式とが案出せられたが、今此の兩者に就て考究吟味しを見る。

勿論名簿式比例代表法を採用するにせよ、單記移讓式比例代表法に依るにせよ、孰れの場合に於ても夫々各國に於ても從來、政治的傳統並に政治的狀態に因るものであつて、それを度外視して比例代表法と其自体の優劣のみを觀て、直ちにその國に當嵌めることは出來ない。歐洲大陸の諸國が一般に

名簿式比例代表法を採用し、英國及び其系統に屬する諸國が單記移讓式と推稱する所以の叙上の理由に基きしものと謂はれざるを得ぬ。

原則として名簿式比例代表法は政黨を基礎とするものであり、單記移讓式比例代表法は個人を以て基礎とするものである。名簿式に於ては議員候補者名簿が政黨政治に依り作成せられて、選舉人は其範圍内に於て選擇の自由を認められしに過ぎない。即ち政黨本位であつて、選舉人は自己の投票が何人の當選に役立たしめらるかは政黨に一任するものである。殊に現行迅速選舉法の如き、嚴正強制名簿式の如きは全然政黨本位である。然るに單記移讓式は個人に投票するものであつて、議員候補者に對する選舉人の自由選擇を認めて、選舉人は常に投票を左右し、選舉官は選舉人の意思に従つて投票と移讓するに過ぎない。

併して比例代表法の目的の一端を總ての選舉人の投票と成るべく有効に役立たしめんとする点を見ても名簿式と單記移讓式の兩者を考察して見るに、單

記移讓式は通常ドループ式算出法によつて選舉が行はれてゐる。第一に當選標準數と決定して之に達するに依つて議席を分配し若し候補者の得票數が當選標準數を超過した場合は其の剩餘投票を順位に選舉人の指定に従つて次の候補者に移讓するのであつて、斯くして剩餘投票を全部處分したる後に於ては、議席の全部を分配し得ない場合は最低候補者の得たる得票より順位に選舉人の指定に従つて他の候補者に移讓するのである。故に投票を比較的有効に利用することが出来て少数黨に對しても相當の議席を與へることが可能と謂へる。

名簿式に於てドント式又はハイゲンバツハビシヨフ式を基礎として議席の分配を行ふとするは、當選商數即議席分配の基數を以て各黨派の得票數を除いたる商數に従つて、各名簿に議席を分配して、其剩餘投票は端數として之を切捨てるから比較的多数黨に有利であつて、少数黨に不利である。投票の移讓は常に同一名簿上の候補者間のみ行はれるのであつて、單記移讓式

の如く全く選舉人の自由意思に従つて何人にも移讓出來るのではない。故に此關係から各名簿が端數として無視せらるゝ無代表投票が可成多く生ずるのである。換言すれば各黨が一名の議員を送出する爲に必要とした投票の割合に於ては常に或る不公平が存するのであつて、前にも述べた如く通常少数黨に不利益の結果となる。故に無代表投票の生ずる上に於ては大差はないにしても、結果から言へば單記移讓式がより比例的であると謂つる。

名簿式比例代表法に於て、無代表投票が比較的多数生ずるは端數を無視した結果に外ならない。此の缺點を救ふ方法として重複選舉區制度が案出せられて居る。此の制度の採用によつて結果は大に異つて來るのであつて、無代表投票數は著しく減らされるのである。この重複選舉に於ては、第一次の選舉區に於て端數となつた投票は更に大なる地方聯合選舉區又は全國統一選舉區として之を合計し一定の標準數に達する毎に一個の議席を分配するのであるから、この方法に従ふときは、一地方選舉區に於て生ずる無代表投票の數と略等し數が、全國

第六
的なる聯合選挙區に於て生ずる關係に於て、無代表投票と出來得る限り數とす
ると言ふ目的から言へば、この重複選挙區制度、名簿式比例代表法が適當で
ある。蓋し歐洲に於て此の制度を採用した理由の一つもこれに基くものと謂へる。

ハーゲンバツハ、ビシヨフの案出にかゝる方法、二個の党派の名簿を合同し、共同
名簿提出の協定によつて、其得票數に相當する議席の配分を受けんとする方法
も少数党の不利益を排除せんが精神に出でたものであるが、此の方法に於ては例へば
甲党と乙党が合同する場合、甲党の選挙人が甲党の候補者に投票すること
によつて、乙党の候補者を援助することとなり、又之と反對に乙党の選挙人が甲党
の候補者を援助することとなり、其結果甲党及乙党の選挙人中に於て此の如き
共同名簿に投票することを忌避する者を生ずることがあり得る譯である。

次に單記移讓式並に名簿式に加へられた非難に就て考へて見ると、兩者の缺
点の一部は既に述べた通りであるが、その他のものを擧げて見れば、單記移讓式は剩餘
投票移讓の際に偶然の支配が加はると云ふのであつた。勿論偶然の支配又は手

続上の使徒は之を極力排除しなければならぬ。而して此の偶然の支配はグレ
ゴリー式を採用することによつて大体之を除くことが出来るのである。併しグレゴリー式
に従ふも、全然不公平が存しないとは謂ひ得ない。例へば剩餘投票を有する候補
者が二名存する場合に其の何れの候補者の剩餘投票から移讓して行くかに依
つて低位の候補者の當落に大なる關係が生じて來る。

單記移讓式の特徴は選挙人が議員候補者と自由に選擇して投票を
爲し得る点にある。單記移讓式を賛成する者が此方法を推称する主なる理由
は此の点にある。勿論選挙人に對して候補者選擇の自由を認めることは希望
すべきことではあつても、反對党の候補者に對して是れ投票せしめるが如き廣き自由を
認めることは安當でない。蓋し此種の自由を認める理由として恐らく名簿式に於ける
バナシヤージエを認める場合と同様選挙人の最も欲する候補者と選ぶべきと言ふ
に於て、是に依つて第一流の候補者と選出せらるゝことを予想するものと考へるのであら
うが、今日の議會選挙に於て、選挙人が人物本位に投票すべきことを主張し、政見を

無視（言ふ）してよといふ人があるとするは、其の人は明かに今日議員選挙の正當なる意義を
 忘れたものと謂ひ得る。殊に選挙人が第一に自派の候補者を擇み、次に反對党
 の候補者を擇むとし、此場合にも其人は常に反對党候補者中の最良の人を
 擇むものと考へるとすれば、それは餘りに實際に迂遠な考察をなすものと謂ひ
 收められない。加之選挙人自身に候補者全体の順位を附せしめると言ふことは、
 其選挙能力のあることを前提として居るとも見らるべきであるが、然るに
 實際に於て選挙人の多数は或る党派に於ける一二有力なる候補者に就ては
 大体其選挙を誤らばいてあらうが、總ての候補者に就て同様
 に正確に選挙し得るものではない。此点から言つても、候補者の選挙と
 選挙人に一任するよりは寧ろ之を大体政党に一任する方が遙かに安當なる
 結果を得らるべきと言ふべきである。

現在の選挙の如く、各政党に依り一定の問題が提出せられ、此問題を
 中心として選挙が行はるる場合に於て、併し選挙の最も重大なる意義が恰
 と茲に存するに非ざる。場合に於て其最良の代表者は、自己の賛成する
 党派に於ける最良の代表者として居るに依る。此問題が提出せられ、居るに
 係らず、選挙人の大多数が通常同一党派の候補者を選擇して順位を付す
 と云ふ事實は統計の明かに示すところであらう。單記移讓法が承認せられ
 て居るに於て却て此事實に依るものと思はれる。

以上が單記移讓式に對する非難の重なるものであるが、次に名簿式に就て
 反對意見を綜合して見ると次の如くである。

名簿式比例代表法は人に投票するにあらずして党派に投票するものであるが、
 政党本位である。政党が近在代議政治に於て極めて重大なる意義を有して
 居ると言ふことは何人も否定しない。代議政治は實際に於て政党を基礎としなければなら
 ない。代議政治の進歩は畢竟するに政党の向上發達に待たなければならぬ。
 政党の向上發達のためには政党が人物人材を吸收する作用が間断なく
 行はなくてはならない。人に投票するものであれば、人物人材に投票が
 集積するは自然の理である。人物人材が政党に集つて政党そのものが
 不斷に改善せられなくてはならない。故に人に投票するを謂ふことは

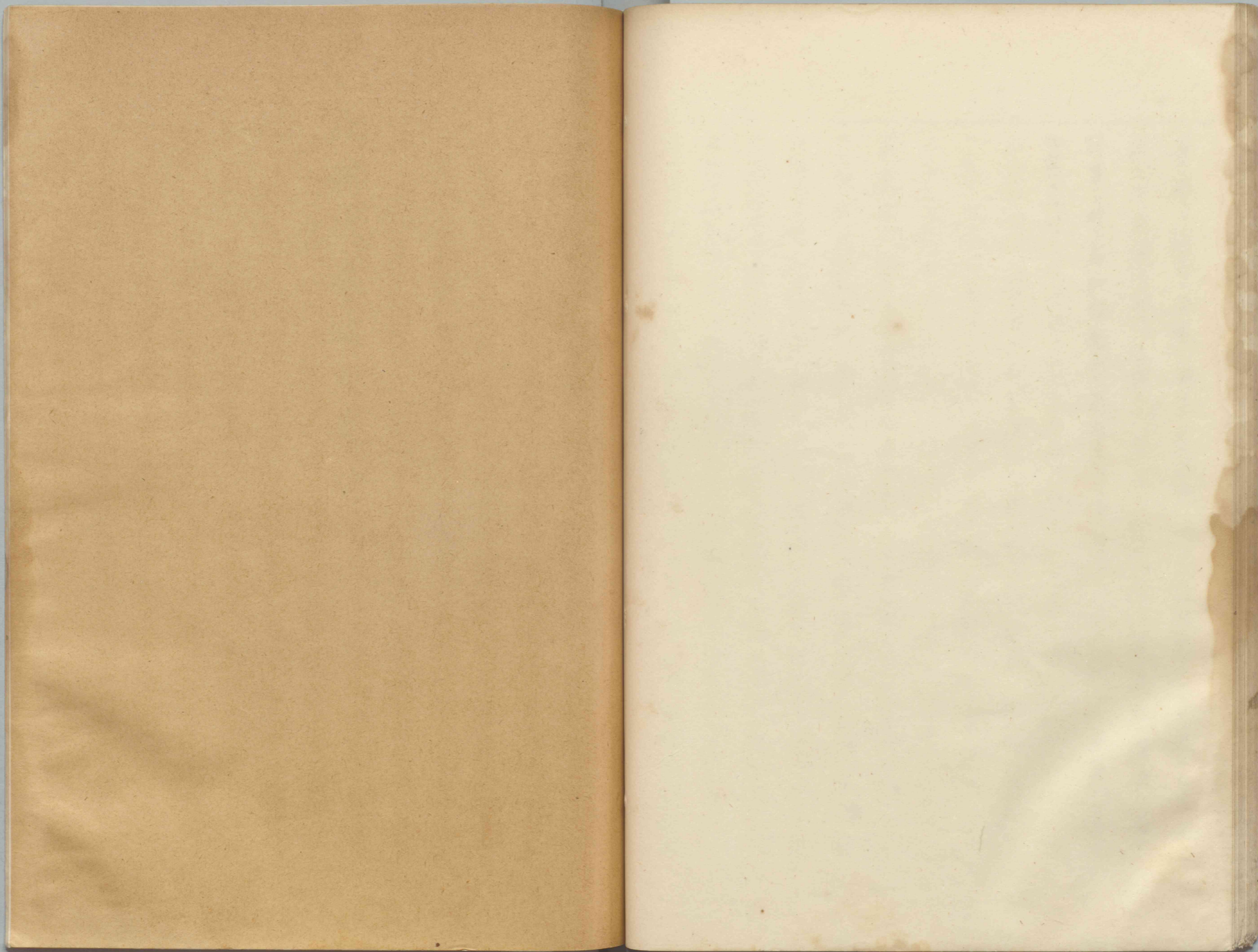
代議政治の根本義を以てしものである。殊に我國現在、如く政界革新、党弊打破、選舉界の腐敗墮落と云ふやうな極端なる非難さへも叫ばれて、或は國民として立憲政治の前途に疑懼、念を懐かぬ。酷きには議會政治そのものを否認せんとする傾向さへも、必ずしもないとは言へない現状に於て、政党の作成に係る候補者名簿に投票を種ある名簿式、人材人格者、政界進出を阻止し、選出議員の素質を低下せしめ、選舉の自由を束縛し、選舉の公正を害すものである。殊に独乙流の嚴正強制名簿式に至っては候補者、選定口全く政党幹部の掌中に歸して國民は唯々虚権を擁するに至るのである。独逸の選舉法は相當に成績を挙げたことは事實であるが、今日に於ては該選舉法は行詰り種々、改正論が唱へられてゐる。即ち大選舉區制に對する不精と選舉人の候補者との疎隔と言ふやうな問題が盛に論議せられて居る。之は名簿式に於て當然起る問題と謂ふべきである。

選舉人の自由選擇を束縛して居る拘束主義、名簿式を採用して居る諸

國に於ては何等の方法に依りてこの關係を緩和せんとして、廣く候補者選擇の自由を各選舉人に附與せんとす。バナシマーゴニ所謂自由組合を案出せられた。瑞西に於ける如きはそれである。然るに此の方法は從來往々として逆用せられて反對党の首領と射落すの具に供せられて、所謂「頭切り」に濫用せられ、之を防ぐ方法として聚積投票と許容して各党派の領袖を當選を保障して居るのである。斯かる問題は單記移讓式には起らない。と名簿式反對論者は説いて居る。

次に單記移讓式と名簿式に於ける手續の難易の問題にせられる。比例代表反對論者はその理由を以て選舉手續の複雑を擧げて居る。併し兩者孰れの場合に於ても予め作成せられた候補者名簿に對して之に記號を付し、又は順位を記入するに過ぎないのである。選舉人の立場から見れば共に其手續は簡單である。此は兩者の間に優劣を決する程の著しき差異はないが、議席の分配に當選の決定を付すために、選舉官に依りて行はるる手續は多少複雑であることは明瞭である。兩

者に對すも種々なる非難を除くといふは勢ひ一層複雑になることを見れば可い。手
 続に就て兩者中何れが複雑であるかと言へば、按分比例或は移讓價值によつて
 計算を行ふ單記移讓式が複雑であらう。然しこれとても甚だしく差異があると
 は言へない。



比例代表の研究 第三輯

昭和八年六月 日

比例代表法の長所

國政研究會

比例代表法の長所

一 國民の政治上の意思をそのまま、大小、廣狹に應じて比例的に議會に反映せしめ、眞の國民代表の實を示すこと。

比例代表法は一定数毎に一名の議員を送出せしめる方法であるから小政党も亦必要数に達する投票を得ることによって、比例的に等しく其候補者と當選せしめ、眞に國民の意思を反映せしめることにけるから、小選挙區の場合、如き無代表投票に終る場合は非常に少くはなる。

森口博士 「比例代表法の研究」

江木博士 「比例代表の話」

二、選挙の弊害を著しく減し、選挙界を廓清することを期待
し得ること。

従來の我國の選挙界は可なり腐敗し、其弊害の最も甚き
点は投票の買収、個人的情託が陰密の間に行はれてゐるこ
とである。

然るに比例代表法、就中名簿式に於ては、党派の存在を前
提として選挙を行ふのであつて、各黨派の得たる票数を基礎と
して、一定数毎に各黨派に對して比例的に議席を分配するの
でありから、買収の効果を少くし、従つて買収を原因とする選
挙界の腐敗を一掃する効果を有つものである。

他の選挙方法に於ては、候補者の當落を決定するのは比較的
僅かの差に依る場合が多い。少数の得票が直接自己の當
落に影響するるのであるから、各候補者が其當選を確實に

する爲に投票を買収し又は利益の提供によつて、浮動投票
を集めることに熱中するに至るは人情が當然に然からしむるもの
である。

而して此種の買収が一般政界腐敗の原因となり、議會政者
をいかに深刻に毒してゐるかは言ふまでもない。

然るに比例代表法に於ては各政黨に對して、其得たる票数を
基礎として一定数毎に議席を分配するのであるから、假に或候補
者が少数の投票を買収した處が、確實に自己の利益の爲に働
くものとは限らないから、危険を冒して個人的買収を行ふ候補
者は殆んどなくならざる筈である。

従つて個人本位の利己的競争や同志討も自然減少するし
個人本位の競争に當然伴ふ投票買収を原因とする種々な
弊害も勢ひ少なくならる。

森口博士

「比例代表法の研究」

美濃部博士

「改造」六卷壹號

三、選挙費用が著しく低減せらるる。

従來の如く候補者が個人として運動する必要が全くなくなり、集團的勢力を以て運動するのであるから、同一黨派に属する者は相聯合して其運動を共同に、各選挙人に發送する推薦状なども同一黨派に属する数人の候補者が連名で發するに於て出來る。其結果従來は一人の負擔であつた選挙費用だけを以て数人の共同の費用と充たして餘りあることは當然期待し得べき所である。

江木博士

「比例代表の話」

美濃部博士

「改造」六卷壹號

小野塚博士

「現代政治の諸研究」

四、選挙の争が著しく公明正大となり、選挙を平穩裡に紳士的に行はしめる。

各政黨を中心として主義政見を本位としての争と見るから、通常の單記投票法の如く個人中心に其當落が問題と見るのではない。個人と個人との對立を離れて、政黨と政黨の争となり、對抗と見る。従つて個人間の憎悪又は敵愾心は當然に減少する。そして野蠻なる争鬪を一掃することによつて倫理的な一種の清新の氣分が選挙界に溢きることが當然に豫想せらるる。

一部の人口は現に右耳義に於ては比例代表法を實行した結果は此豫想通り最も理想的な状態を齎らしたと主張してゐる。又瑞

西に於ても同様の効果を示してゐる。

森口博士

「比例代表の研究」

美濃部博士

「改造」六卷壹號

五、各黨派に於ける最も有能なる人口に對し、議席を安全に保障せしめ
選出せらるる議員の素質を向上せしめる。

大選舉區制度が小選挙區制度の下に於けるよりも、大人物の當
選を比較的内容易ならしめることは否定すべからざる事實である。然るに
比例代表法は大選舉區制度の下に行はれ、一定数を得ることによつて
當選するのであるから、各政黨の有力なる候補者の當選し得る
可能性を一層増加するものである。

殊に名簿式比例代表法は各候補者の名簿上の順位は政黨が
豫め之を決定するのであるから、政黨の有力なる候補者を先順位
に置く事は言ふまでもない。従つて有力なる候補者の當選し得る
可能性は益々増加するものと謂はねばならない。各政黨に於て
其指導者である有力なる候補者が殆んど例外なく當選するもの
とせば、議會の水準は勢ひ高まらざるを得ない譯である。

現に白耳義に於ては、比例代表法を採用したる後の第一回の總選挙
に於て、議員に選出たる議員の素質は其以前の十年間乃至二
十年間に行はれた何れの總選挙によつて選出せられた議員の素質よ
りも良く、辯護士、新聞記者、教授又は政治家としての第一
流の人物を最も多く擧げることを得て、議會に於ける有力なる闘
將と有能なる法律家とを網羅したと言はれる。又瑞西に於ては、
比例代表法を採用すると共に、多数代表法の爲に不都合にも、政界
から驅逐せられてゐた有能なる領袖と再び當選せしめ得たる事

実あるのみならず、人格的に尊敬すべき人口が選出せられた言はれて
ゐる。

森口博士 「比例代表法の研究」

江木博士 「比例代表の語」

小野塚博士 「現代政治の諸研究」

六、選挙が主義政見を中心として行はるゝに依り、又議會に於ける論議
は真面目となり、國民の眞の意思、眞の發言が議會に反映する。
比例代表法は黨派に投票を行ふのであるから、各政黨は何れも鮮明
に其の政綱政策を示し、多数の選挙人と共鳴せしめ自派に投票
せしめんとする結果、第一に選挙が政見本位に行はるゝやうになり、
第二に政黨その自身を鮮明に主義政見に基く團體たらしめ、第

三に各政黨が議會に於て、又は内閣を組織して實際政治を行ふ
に當り其主義政見に忠實に、政治的には有責任に行動せ
しめらるゝこと、なる。

森口博士 「比例代表の研究」

江木博士 「比例代表の語」

七、候補者選擇の範圍廣き故に、各選挙人の自由意思は尊重
せらるゝ。(主として單記移讓式の場合)

江木博士 「比例代表の語」

小野塚博士 「現代政治の諸研究」

八、多数派に其勢力に相當する以上、議員と與へず、従つて議會に於て横暴を逞しくするの機會を減少す。

小野塚博士

「現代政治の諸研究」

九、多数派として不相當なる大多数の議員を送出せんが爲に、若くは少数派として不相當に多数の議員を送出せんが爲に、種々權謀術策を弄するの誘惑を大に減少せしむ。

小野塚博士

「現代政治の諸研究」

一〇、棄権者と減少せしむ。

小野塚博士

「現代政治の諸研究」

一一、議員として、金錢及権力等の壓迫より比較的脱却せしむ。

小野塚博士

「現代政治の諸研究」



群馬県立図書館



0706374-6